

令和 7 年度兵庫県地域防災計画 新旧対照表

修正項目一覧

資料3-1 国計画に基づいた修正	計 6 6 ページ
→防災基本計画の修正及び庁内、関係機関からのご意見に基づいた修正	
資料3-2 南海トラフ地震防災対策推進計画にかかる修正	計 3 2 ページ
→南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に基づいた修正	
資料3-3 原子力等防災計画にかかる修正	計 3 1 ページ
→防災基本計画の修正及び関係機関からのご意見に基づいた修正	

資料3-1 国計画に基づいた修正

①国防災基本計画修正および指摘箇所の反映

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	1	1	1			<p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1) 減災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。</p>	<p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1) 減災対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。<u>さらに、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p>	<p>(国修正 [新旧P1])</p> <p>・最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p><u>・災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p>
地震	1	1	1			<p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>①山崎断層帯</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(表中)</p> <p>主部(北西部)の平均活動間隔:1800~2300年<u>程度</u></p>	<p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>①山崎断層帯</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価(表中)</p> <p>主部(北西部)の平均活動間隔:<u>約</u>1800~2300年</p>	<p>(文部科学省からの指摘)</p> <p>最新版の長期評価結果に合わせて修正</p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
地震	29	1	5			<p>(3) 想定地震 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和6年1月1日）> (表中) 3%以上：○上町断層</p>	<p>(3) 想定地震 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和7年1月1日）> (表中) 3%以上：○上町断層<u>帯</u></p>	<p>(文部科学省からの指摘) 脱字</p>
地震	29	1	5			<p>(表中) 0.1～3%：<u>(新設)</u></p>	<p>(表中) 0.1～3%：<u>○三方・花折断層帯（花折断層帯/中南部）</u></p>	<p>(文部科学省からの指摘) 記載漏れ</p>
地震	29	1	5			<p>(表中) <u>不明(※2)：○鳥取地震（鹿野断層）(※3)</u></p>	<p>(表中) <u>ほぼ0%：鹿野 - 吉岡断層</u></p>	<p>(文部科学省からの指摘) 1943年鳥取地震は鹿野 - 吉岡断層で起きた地震と評価しており、30年以内の地震発生確率（算定基準日：令和6年1月1日は「ほぼ0%」となっているため</p>
地震	40	1	5			<p>4 津波を伴う地震（日本海沿岸地域） (1) 津波浸水想定に使用した断層 (略) ※地震発生確率及び平均活動間隔等は、令和4年1月1日時点で地震調査研究推進本部による。</p>	<p>4 津波を伴う地震（日本海沿岸地域） (1) 津波浸水想定に使用した断層 (略) ※地震発生確率及び平均活動間隔等は、令和7年1月1日時点で地震調査研究推進本部による。</p>	<p>(文部科学省からの指摘) 最新版の長期評価結果に合わせて修正</p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	26	2	2	3		<p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のため<u>の研修を実施する</u>こととする。</p>	<p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のため、<u>受援計画の作成や実効性の確保に向けた研修等の支援に努める</u>こととする。</p>	<p>（国修正 [新旧P18] ）</p> <p><u>○都道府県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p>
地震	52	2	2	3				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	26	2	2	3		3 応援・受援体制の整備 （略） なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。	3 応援・受援体制の整備 （略） なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。	（国修正〔新旧P18〕） <u>○地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるように、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>
地震	52	2	2	3				
地震	54	2	2	3		8 その他防災関係機関との連携強化 （2）（略）また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援隊生の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。	8 その他防災関係機関との連携強化 （2）（略）また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。	誤字
風水害	27	2	2	3		8 その他防災関係機関との連携強化 <u>（新設）</u>	8 その他防災関係機関との連携強化 <u>（3）市町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めることとする。</u>	（国修正〔新旧P14〕） <u>○都道府県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u>
地震	54	2	2	3				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	41	2	2	7	1	<p>2 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>①県、市町は、消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。また、市町においては立ち入り検査等を強化する。</p>	<p>2 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>①県、市町は、消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。<u>特に、林野火災においては出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。</u></p>	<p>(国修正 [新旧P93])</p> <p>○国〔消防庁、林野庁〕、公共機関、地方公共団体等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、<u>山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、</u>林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等<u>に対する啓発を実施するものとする。</u></p>
地震	67	2	2	7	1			
地震	69	2	2	7	2	<p>1 災害時における総合的な消防計画の策定</p> <p>市町は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。</p>	<p>1 災害時における総合的な消防計画の策定</p> <p>市町は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。<u>また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携し、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>(国修正 [新旧P55])</p> <p><u>○消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	51	2	2	9		1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 (略) <u>(新設)</u>	1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 (略) <u>また、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムをはじめとした、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めることとする。</u>	(国修正 [新旧P22]) ○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制 <u>(都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）</u> の整備に努めるものとする。
地震	77	2	2	9				
風水害	51	2	2	9		4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 <u>(新設)</u>	4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 <u>(5) 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u>	(国修正 [新旧P22]) ○都道府県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
地震	77	2	2	9				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	63	2	2	11		6 施設、設備の整備 (5) 市町は、平常時から、 <u>井戸の整備</u> をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。	6 施設、設備の整備 (5) 市町は、平時から、 <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等</u> をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。	(国修正 [新旧P7]) ○市町村は、 <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>
地震	89	2	2	11				
風水害	63	2	2	11		6 施設、設備の整備 <u>(新設)</u>	6 施設、設備の整備 <u>(6) 県、市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。</u>	(国修正 [新旧P25]) ○市町村（都道府県）は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u>
地震	89	2	2	11				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	66	2	2	12		<p>1 基本方針</p> <p>(3) 市町は、県民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における当該市町の最大避難者数を基準に、<u>コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。</u></p>	<p>1 基本方針</p> <p>(3) 市町は、県民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における当該市町の最大避難者数を基準に、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。</u></p>	<p>(国修正〔新旧P27〕)</p> <p><u>(1) 物資の備蓄</u></p> <p><u>〇市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p>
地震	94	2	2	13				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	66	2	2	12		(4) 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備することとする。	(4) 県は、広域的な立場から、 <u>不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資について、</u> 市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備することとする。 <u>また、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>	(国修正 [新旧P27]) ○都道府県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
地震	94	2	2	13				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	66	2	2	12		<p>(6) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>備蓄物資や物資拠点の登録に努めることとする。</u></p> <p>(7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。</p>	<p>(6) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するものとする。</u></p> <p>(7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P28])</p> <p>○<u>地方公共団体は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>
地震	94	2	2	13				
風水害	58	2	2	10		<p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(3) 通行の確保 (略)</p> <p>道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努めることとする。</p>	<p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(3) 通行の確保 (略)</p> <p>道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておく<u>とともに、定期的な見直しを行う</u>など、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努めることとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P23])</p> <p>○<u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、</u>協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成する<u>と</u></u></p>
地震	84	2	2	10				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	71	2	2	13	1	4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 （略） 市町は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。	4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 （略） 市町は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。	（国修正 [新旧P30]） ○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
地震	99	2	2	14	1			
風水害	73	2	2	14		1 災害廃棄物処理計画の策定 （略） さらに、市町は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。 <u>（新設）</u>	1 災害廃棄物処理計画の策定 （略） さらに、市町は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。 <u>また、県及び市町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>	（国修正 [新旧P29]） <u>○地方公共団体は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>
地震	103	2	2	15				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	75	2	2	15		<p>1 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 (略)</p> <p>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術</u>を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>1 要配慮者支援体制の整備</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 (略)</p> <p>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステム</u>を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P13])</p> <p><u>〇市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p>
地震	105	2	2	16				
海上	29	2	4			<p>2 船舶の安全な運航の確保 (略)</p> <p>(3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制を強化し必要に応じて<u>巡視</u>船艇による指導、船舶交通の規制を行うこととする。</p>	<p>2 船舶の安全な運航の確保 (略)</p> <p>(3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制を強化し必要に応じて<u>船艇等</u>による指導、船舶交通の規制を行うこととする。</p>	<p>(国修正 [新旧P69])</p> <p>〇国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、<u>船艇等</u>による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	79	2	2	16		1 災害ボランティア活動の環境整備 <u>（新設）</u>	1 災害ボランティア活動の環境整備・ <u>連携体制の強化</u> <u>（1）参加の促進</u> 県、市町は、 <u>広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u>	（国修正〔新旧P10〕） (2) 防災ボランティア活動の環境整備・ <u>連携体制の強化</u> ○国及び地方公共団体は、 <u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u>
地震	109	2	2	17				
大規模	49	2	3	7				
海上	36	2	5	5				
風水害	79	2	2	16		(3) ボランティア <u>活動の</u> 支援拠点の整備 県、市町は、 <u>平常時</u> における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入り <u>している</u> NPO・NGO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を <u>図り</u> 、 <u>県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</u>	(4) ボランティア <u>団体等との連携と活動</u> 支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入り <u>する</u> NPO・NGO等 <u>被災者援護協力団体</u> との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を <u>図るものとする。また、</u> 県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。	（国修正〔新旧P10〕） ○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を <u>図るものとする。また、</u> 災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、 <u>国〔内閣府〕は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国〔内閣府〕及び地方公共団体は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図るものとする。</u>
地震	109	2	2	17				
大規模	49	2	3	7				
海上	36	2	5	5				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	92	2	3	1		<p>2 一般県民に対する防災思想の普及</p> <p>防災関係機関は、県民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>2 一般県民に対する防災思想の普及</p> <p>防災関係機関は、県民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。</p> <p><u>県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承と災害への備えに努めるものとする。</u></p>	<p>（国修正 [新旧P12] ）</p> <p>○住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>
地震	119	2	3	1				
風水害	93	2	3	1		<p>5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 周知内容</p> <p>③ 災害に対する平素の心得</p> <p>ソ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等</p>	<p>5 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 周知内容</p> <p>③ 災害に対する平素の心得</p> <p>ソ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所等</u>での飼養についての準備 等</p>	<p>（国修正 [新旧P9] ）</p> <p>（略）</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所等</u>での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p>
地震	120	2	3	1				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	100	2	3	3		2 充実強化対策 (1) 県の取り組み ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援	2 充実強化対策 (1) 県の取り組み ① 消防団と自主防災組織や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修への支援	(国修正 [新旧P9]) ○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。
地震	127	2	3	3				
風水害	100	2	3	3		2 充実強化対策 (2) 市町の取り組み ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修への支援	2 充実強化対策 (2) 市町の取り組み ① 消防団と自主防災組織や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修への支援	(国修正 [新旧P9]) ○市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。
地震	127	2	3	3				
風水害	110	2	4	2	4	<u>(新設)</u>	<u>4 その他</u> <u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u>	(国修正 [新旧P57]) ・港湾については、 <u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u>
地震	160	2	4	6	2	3 その他 (略) <u>(新設)</u>	3 その他 (略) <u>また、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u>	同上

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	149	2	5	4	4	<p>1 重要施設の安全性診断及び安全性強化</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進めることとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1 重要施設の安全性診断及び安全性強化</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進めることとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>また、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>（国修正〔新旧P21〕）</p> <p>○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
地震	181	2	4	7	4	<p>1 水道施設の耐震化</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進めることとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1 水道施設の耐震化</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進めることとする。</p> <p><u>また、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めることとする。</u></p>	<p>（国修正〔新旧P21〕）</p> <p>○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>
風水害	151	2	5	4	5	<p>1 下水道施設の機能保持</p> <p>下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進めることとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1 下水道施設の機能保持</p> <p>下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進めることとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>さらに、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めることとする。</u></p>	<p>（国修正〔新旧P21〕）</p> <p>○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
地震	183	2	4	7	5	<p>2 災害時における機能確保</p> <p>下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図ることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 災害時における機能確保</p> <p>下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図ることとする。</p> <p><u>また、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>(国修正 [新旧P21])</p> <p>○<u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p>
風水害	155	2	5	4	7	<p>1 共同溝等の整備</p> <p>道路管理者は、関西電力および関西電力送配電、西日本電信電話(株)等のライフライン事業者と協議のうえ、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と<u>道路機能</u>の確保を図ることとする。</p>	<p>1 共同溝等の整備</p> <p>道路管理者は、関西電力および関西電力送配電、西日本電信電話(株)等のライフライン事業者と協議のうえ、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と<u>緊急車両の通行</u>の確保を図ることとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P41])</p> <p>○道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開を行い<u>緊急車両の通行</u>の確保に努めるものとする。</p>
地震	187	2	4	7	7			

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	173	3	1			第2 円滑な災害応急活動の展開 (略) <u>(新設)</u>	第2 円滑な災害応急活動の展開 (略) <u>また、県、市町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>	(国修正 [新旧P32]) <u>○地方公共団体は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>
地震	207	3	1					
風水害	189	3	2	2		2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。 <u>(新設)</u>	2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。 <u>また、指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、応援の要求を待たないで、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めることができる。</u> <u>市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待たないで、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>	(国修正 [新旧P33]) ○上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。 <u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待たないで、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>○市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めるものとする。</u> <u>○市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待たないで、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>
地震	224	1	2	2				
大規模	90	3	2	2				
海上	58	3	2	3				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
地震	225	3	2	3	1	<p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報・注意報の伝達系統 ○ 神戸地方気象台 	<p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報・注意報の伝達系統 ○ 神戸地方気象台 <p>（図中）</p> <p>兵庫国道事務所を削除</p>	<p>（気象庁からの指摘） 正式ルートへの修正 ※兵庫国道事務所への伝達は関東地方整備局が行うため</p>
風水害	202	3	2	3	4	<p>1 実施機関 (1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>巡視船</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。</p>	<p>1 実施機関 (1) 県、市町 県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、<u>船舶</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、<u>必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u>また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとし、<u>収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努める。</u></p>	<p>（国修正〔新旧P31〕） ○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、<u>収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努めるものとする。</u> （国修正〔新旧P32〕） ○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に<u>当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して</u>関係省庁に当該情報を連絡する。</p>
地震	236	3	2	3	2			

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	202	3	2	3	4	1 実施機関 (1) 県、市町 <u>(新設)</u>	1 実施機関 (1) 県、市町 <u>また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>	(国修正 [新旧P15]) <u>○国〔内閣府等〕は、災害対応に必要な情報項目を標準化するため、災害対応基本共有情報（E E I）の整備を図るものとする。地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>
地震	236	3	2	3	2			
地震	246	3	2	3	2	(表中) <u>第3特科隊</u> [陸上]	(表中) <u>中部方面特科連隊</u> [陸上]	(防衛省からの指摘) 部隊改編に伴う修正漏れ
風水害	222	3	2	3	6	2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、 <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、 <u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>	(国修正 [新旧P13]) <u>○市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>
地震	255	3	2	3	4			

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	228	3	2	4	1	7 活動内容 (10) 物資の無償貸付又は譲与	7 活動内容 (10) 物資の無償貸与又は譲与	(消防庁からの指摘) 防災基本計画の内容と不整合
地震	261	3	2	4	1	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	
大規模	102	3	2	4	2			
海上	74	3	2	5	2			
風水害	251	3	3	2	3	3 船舶の活用（災害時医療支援船） (略) <u>(新設)</u>	3 船舶の活用（災害時医療支援船） (略) <u>また、県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u>	(国修正 [新旧P38]) <u>○被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u>
地震	290	3	3	2	3			
風水害	255	3	3	2	3	8 患者等搬送体制 <u>(新設)</u>	8 患者等搬送体制 <u>(7) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u>	(国修正 [新旧P40]) <u>○被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u>
地震	294	3	3	2	3			

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	275	3	3	3	1	<p>3 海上交通の確保 港湾又は漁港の応急復旧等</p> <p>(1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。</p>	<p>3 海上交通の確保 港湾又は漁港の応急復旧等</p> <p>(1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。また、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。</p>	<p>(国修正 [新旧P42])</p> <p>○港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に対して被害状況を報告する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。</u>国〔国土交通省〕及び港湾管理者は、必要に応じて応急復旧等を行うものとする。</p>
地震	306	3	3	3	1			
風水害	286	3	3	4		<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>④ 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</p>	<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>④ 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ⅠD</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P43])</p> <p>○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ⅠD</u>を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。</p>
地震	316	3	3	4				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	286	3	3	4		<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。</p>	<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。</p>	<p>(国修正 [新旧P43])</p> <p>○市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>
風水害	286	3	3	4		<p>⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>[子ども・若者のニーズ例]</u></p> <p><u>キッズスペース、学習スペースの設置等</u></p>	<p>(国修正 [新旧P43])</p> <p>○市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>
地震	316	3	3	4				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	287	3	3	4		⑪ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（ <u>段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等</u> ）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。	⑪ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策（ <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、キッチンカー運営団体との連携、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等</u> ）を講じるよう努めることとする。	（国修正〔新旧P43〕） ○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u> パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等</u> の把握に努め、必要な対策を <u>講ずる</u> ものとする。
地震	317	3	3	4				
風水害	289	3	3	4		4 広域避難・広域一時滞在 (4) 情報共有 被災市町は、広域避難及び広域一時滞在を <u>受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</u>	4 広域避難・広域一時滞在 (4) 情報共有 被災市町は、広域避難及び広域一時滞 <u>在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u> <u>また、</u> 広域避難及び広域一時滞 <u>在を受け入れた市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>	（国修正〔新旧P45〕） <u>○被災市町村は、広域一時滞<u>在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></u>
地震	319	3	3	4		広域避難及び広域一時滞 <u>在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。</u>		
風水害	302	3	3	7	2	1 巡回健康相談等の実施 (2) 県及び市町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケア	1 巡回健康相談等の実施 (2) 県及び市町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況 <u>や多様なニーズ</u> の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）	（国修正〔新旧P47〕） ○避難所等で生活する被災者の健康状態 <u>や多様なニーズ</u> の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対策を遅滞なく進める。
地震	333	3	3	7	2	チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。	やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。	

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	302	3	3	7	2	3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援派遣に関する調整 (2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が派遣できるよう準備を進める。	3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援派遣に関する調整 (2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が派遣できるよう準備を進める。	（国修正〔新旧P48〕） <u>○被災都道府県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</u>
地震	333	3	3	7	2			
風水害	366	3	3	18		3 教育対策 (2) 応急教育の実施のための措置 <u>（新設）</u>	3 教育対策 (2) 応急教育の実施のための措置 <u>④ 県教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震災・学校支援チーム（EARTH）等を被災地域へ派遣するものとする。また、必要に応じて、被災地及び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用できる受援体制の確保に努めることとする。</u>	（国修正〔新旧P48〕） <u>○国〔文部科学省〕及び被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地及び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u>
地震	402	3	3	18				

計画	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠
風水害	378	3	4	2		4 応援 (4) 他機関との連携 <u>(新設)</u>	4 応援 (4) 他機関との連携 <u>③ 県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u>	(国修正 [新旧P98]) <u>○被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u>
地震	280	3	3	1	1			
風水害	404	5	2			3 復興計画の策定 (1) 策定上の留意事項 (新設) <u>① 多様な行動主体の参画と協働</u> <u>② ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ</u> <u>③ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用</u>	3 復興計画の策定 (1) 策定上の留意事項 <u>① 復興事前準備の実施</u> <u>被災後に早期かつ確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u> <u>② 多様な行動主体の参画と協働</u> <u>③ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ</u> <u>④ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用</u>	(国修正 [新旧P30]) <u>○地方公共団体は、被災後に早期かつ確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、国〔国土交通省〕は、これを推進するものとする。</u>
地震	431	5	2					

②兵庫県庁内からの意見反映

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	334	3	3	14		1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 ③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 ③ 県・市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介等の窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	追記	県民生活部 県民躍動課
地震	365	3	3	14					
風水害	334	3	3	14		1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 <u>(新設)</u>	1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 <u>④ 県・県社会福祉協議会は、災害時における兵庫県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定(R6.8締結)に基づき、協議の上、県災害ボランティアセンターの設置・運営等を行う。</u>	協定締結の旨を明記	県民生活部 県民躍動課
地震	365	3	3	14		<u>④</u> 市町は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市町庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図ることとする。	<u>⑤</u> 市町は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市町庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図ることとする。		

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	53	2	2	9		5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 略 (3) 県は、令和6年4月の医療法改正に基づき発災後48時間以内に活動を開始する DPAT先遣隊 を組織できる医療機関と医療法に基づく協定を締結し、訓練に参加するなど、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。	5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 略 (3) 県は、令和6年4月の医療法改正に基づき発災後48時間以内に活動を開始する 日本DPAT を組織できる医療機関と医療法に基づく協定を締結し、訓練に参加するなど、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。	令和7年4月1日より、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」が改定され、DPAT先遣隊が日本DPATに名称変更となったため。	福祉部 障害福祉課
地震	78	2	2	9					
風水害	53	2	2	9			<h3>フェーズごとの災害保健医療福祉体制</h3>	令和7年4月1日より、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」が改定され、DPAT先遣隊が日本DPATに名称変更となったため。	福祉部 障害福祉課
地震	79	2	2	9					

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	371	3	3	21		第2 内容 1 農林水産業技術応急指導 農林水産業改良普及員は、被害農産物に対する緊急技術指導を行うこととする。	第2 内容 1 農林水産業技術応急指導 農林水産業普及指導員は、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うこととする。	普及指導員が正式な名称であるため。また、主語等に合わせて農林水産物に修正。	農林水産部 農業改良課
地震	246	3	2	3	2	○ 市町からの主な緊急対策支援要請（略） 調査事項 食料の調達・あっせん 調査（報告）系統 農林水産省農産局← 協定業者← ←総合農政課 消費流通課 ←事務局 ←地方本部事務局 ←市町	○ 市町からの主な緊急対策支援要請（略） 調査事項 食料の調達・あっせん 調査（報告）系統 農林水産省農産局← 協定業者← ←流通戦略課 ←事務局 ←地方本部事務局 ←市町	所管業務の変更のため。	農林水産部 流通戦略課
風水害	213	3	2	3	4				
風水害	104	2	4	1		第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (2) ため池等の水害対策の推進（ため池整備5箇年計画） 漏水の発生や堤体の侵食等、老朽化が見られるため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。	第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 (2) ため池等の水害対策の推進（ため池防災工事等推進計画） 漏水の発生や堤体の侵食による老朽化や豪雨時における洪水流下能力が不足しているため池、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。	ため池整備5箇年計画からため池防災工事等推進計画に移行しているため。 また、老朽化対策のみならず、風水害対策として豪雨対策も推進していく必要があるため。	農林水産部 農地整備課

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																								
地震	243	3	2	3	2	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統 部：農林水産部 調査事項：治山・ <u>林道</u> 施設被害	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統 部：農林水産部 調査事項：治山施設被害	R5所管替えのため	農林水産部 治山課																								
地震	109	2	4	5		第2 内容 2 海岸施設の整備 ②県（農林水産部）所管事業分		実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課																								
風水害	129	2	4	2	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産漁港課所管分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>妻籠漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(水産漁港課所管分)		津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）	海岸メンテナンス事業	妻籠漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水産漁港課所管分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）</td> </tr> <tr> <td>海岸メンテナンス事業</td> <td>妻籠漁港海岸（排水機場他）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤）他</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	(水産漁港課所管分)		津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）	海岸メンテナンス事業	妻籠漁港海岸（排水機場 他 ）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤） 他										
事業名	事業内容																																
(水産漁港課所管分)																																	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）																																
海岸メンテナンス事業	妻籠漁港海岸（排水機場）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤）																																
事業名	事業内容																																
(水産漁港課所管分)																																	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸開改良他）、沼島漁港海岸（陸開改良他）、 室津漁港海岸（護岸）																																
海岸メンテナンス事業	妻籠漁港海岸（排水機場 他 ）、家島漁港海岸（排水機場他）、 浜板漁港海岸（離岸堤） 他																																
地震	162	2	4	6	3	第2 内容 1 県（農林水産部）所管事業分		実施事業の時点修正	農林水産部 水産漁港課																								
風水害	111	2	4	2	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(5地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	6	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	水産物供給基盤機能保全事業	(5地区)	漁港施設機能強化事業	(2地区)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(41地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(22地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	4	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	水産物供給基盤機能保全事業	(4 1地区)	漁港施設機能強化事業	(2 2地区)	年度の削除（他項目との横並び）	農林水産部 水産漁港課
年度	事業名	事業内容																															
6	水産流通基盤整備事業	(1地区)																															
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																															
	水産物供給基盤機能保全事業	(5地区)																															
	漁港施設機能強化事業	(2地区)																															
年度	事業名	事業内容																															
4	水産流通基盤整備事業	(1地区)																															
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																															
	水産物供給基盤機能保全事業	(4 1地区)																															
	漁港施設機能強化事業	(2 2地区)																															

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
海上	24	2	1			(別表4中) 漁港漁場整備法第4条 <u>第18条</u>	(別表4中) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第4条 <u>第17条</u>	漁港法（H14.4.1の改正前）では、第18条で「漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。」と規定していた。 しかし、漁港法の一部を改正する法律（平成13年付法律第92号）により、題名が「漁港漁場整備法」に、「漁港修築事業」が「特定漁港漁場整備事業」に改正され、第17条に地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業が、第18条に水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業が規定され、H14.4.1から施行された。 この改正を反映させるため、第18条を第17条に修正する。	農林水産部 水産漁港課

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	291	3	3	5		県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会及び日本木造住宅産業協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。	県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会及び日本ムービングハウス協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。	R7.6.18締結した協定を反映するため。	まちづくり部 公営住宅整備課
地震	322	3	3	5					
地震	100	2	2	14	2	第2 内容 2 応急危険度判定実施体制の整備 (3) 県は、各地域ごとに設置された地域協議会において、地域内の連携及び相互支援体制を確保することとする。	第2 内容 2 応急危険度判定実施体制の整備 (3) 県は、地域ごとに設置された地域協議会において、地域内の連携及び相互支援体制を確保することとする。	重複表現の修正	まちづくり部 建築指導課
地震	139	2	4	3		第2 内容 1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (略) (3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、平成28年3月改定の県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画（以下この節において「市町計画」という。）を改定することとする。	第2 内容 1 計画的かつ総合的な耐震化の推進 (略) (3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画（以下この節において「市町計画」という。）を策定することとする。	R6年度中に計画改定予定のため、年次を削除	まちづくり部 建築指導課

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																
地震	140	2	4	3		第2 内容 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ① 簡易耐震診断推進事業 ～ ④ 大規模多数利用建築物等の耐震化（用途ごとに規模要件有）	第2 内容 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ① 民間住宅の耐震化に対する補助事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分[※]</th> <th>事業内容[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 簡易耐震診断推進事業[※]</td> <td>昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性に対する市民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、住宅所有者からの求めに応じ、市町が簡易耐震診断技師者を派遣する[※]</td> </tr> <tr> <td>イ ひょうご住まいの耐震化促進事業[※]</td> <td>安全で安心な住まい・まちづくりを推進するため、民間住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事等に要する費用の一部を支援するほか、耐震化の推進のため意識啓発活動を行う[※]</td> </tr> <tr> <td>ウ 防災ベッド等設置助成事業[※]</td> <td>大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する市民に対し、設置に要する費用の一部を補助する[※]</td> </tr> </tbody> </table> ② 民間の住宅以外の建築物に対する補助事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分[※]</th> <th>事業内容[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業[※]</td> <td>耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等（昭和56年5月以前着工）の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する[※]</td> </tr> <tr> <td>イ 中規模多数利用建築物等耐震化助成事業[※]</td> <td>民間の中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物（いずれも昭和56年5月以前着工）の耐震診断に要する費用の一部を支援するとともに、中規模耐震補強の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する[※]</td> </tr> <tr> <td>ウ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業[※]</td> <td>緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月以前着工）のうち、高さ5m未満建築物の1/2を越えるもの（前面道路幅員が5.5m以下の場合は高さ5mを越えるもの）に対し、耐震診断及び耐震改修工事費等の一部を支援する[※]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 [※]	事業内容 [※]	ア 簡易耐震診断推進事業 [※]	昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性に対する市民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、住宅所有者からの求めに応じ、市町が簡易耐震診断技師者を派遣する [※]	イ ひょうご住まいの耐震化促進事業 [※]	安全で安心な住まい・まちづくりを推進するため、民間住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事等に要する費用の一部を支援するほか、耐震化の推進のため意識啓発活動を行う [※]	ウ 防災ベッド等設置助成事業 [※]	大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する市民に対し、設置に要する費用の一部を補助する [※]	区 分 [※]	事業内容 [※]	ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業 [※]	耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等（昭和56年5月以前着工）の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する [※]	イ 中規模多数利用建築物等耐震化助成事業 [※]	民間の中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物（いずれも昭和56年5月以前着工）の耐震診断に要する費用の一部を支援するとともに、中規模耐震補強の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する [※]	ウ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業 [※]	緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月以前着工）のうち、高さ5m未満建築物の1/2を越えるもの（前面道路幅員が5.5m以下の場合は高さ5mを越えるもの）に対し、耐震診断及び耐震改修工事費等の一部を支援する [※]	他事業の表現を参考に、記載内容を簡略化	まちづくり部 建築指導課
区 分 [※]	事業内容 [※]																								
ア 簡易耐震診断推進事業 [※]	昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性に対する市民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、住宅所有者からの求めに応じ、市町が簡易耐震診断技師者を派遣する [※]																								
イ ひょうご住まいの耐震化促進事業 [※]	安全で安心な住まい・まちづくりを推進するため、民間住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事等に要する費用の一部を支援するほか、耐震化の推進のため意識啓発活動を行う [※]																								
ウ 防災ベッド等設置助成事業 [※]	大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する市民に対し、設置に要する費用の一部を補助する [※]																								
区 分 [※]	事業内容 [※]																								
ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業 [※]	耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等（昭和56年5月以前着工）の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する [※]																								
イ 中規模多数利用建築物等耐震化助成事業 [※]	民間の中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物（いずれも昭和56年5月以前着工）の耐震診断に要する費用の一部を支援するとともに、中規模耐震補強の補修設計、耐震改修工事に関する費用の一部を支援する [※]																								
ウ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業 [※]	緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月以前着工）のうち、高さ5m未満建築物の1/2を越えるもの（前面道路幅員が5.5m以下の場合は高さ5mを越えるもの）に対し、耐震診断及び耐震改修工事費等の一部を支援する [※]																								
地震	140	2	4	3		第2 内容 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助 ⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	第2 内容 3 一般建築物耐震化の促進 (1) 民間建築物に対する補助	他事業の表現を参考に、記載内容を簡略化	まちづくり部 建築指導課																

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
地震	153	2	4	4	6	3 危険住宅の除却又は移転 (略) (1) 危険住宅の除却等に要する経費 <u>①㎡単価により算出した除却工事費</u> <u>②その他除却等に要する費用（975千円/戸）</u> (2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費	3 危険住宅の除却又は移転 (略) (1) 危険住宅の除却等に要する経費 (2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費	他事業の表現を参考に、記載内容を簡略化	まちづくり部 建築指導課
風水害	121	2	4	3	7	補助限度額 <u>4,210千円（土地を取得しない場合3,250千円）</u> <u>年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額について助成</u>			
風水害	66	2	2	12			(備蓄体制等の整備) 実施機関に県土木部追加	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	土木部 上下水道課
地震	94	2	2	13					
風水害	149	2	5	4	4		(ライフライン関係施設の整備) 実施機関に県土木部追加	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	土木部 上下水道課
地震	181	2	4	7	4				
地震	327	3	3	6	2	第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施 〔実施期間： 県企業庁 、県危機管理部、市町、水道事業者〕	第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施 〔実施期間： 県土木部 、県危機管理部、市町、水道事業者〕	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	企業庁 水道課
風水害	296	3	3	6	2				
風水害	357	3	3	17	4		(ライフラインの応急対策の実施) 実施機関に県土木部追加	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	土木部 上下水道課
地震	393	3	3	17	4				

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																																																																								
地震	248	3	2	3	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療部</td> <td>ヘリによる患者搬送</td> <td>厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶による患者搬送</td> <td>自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ライフラインの優先復旧（医療機関関係）</td> <td>NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院患者に対する食事の提供</td> <td>給食事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品等の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症対策薬剤等の供給</td> <td>県内市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）</td> <td>厚生労働省 近隣府県 民間事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>風呂対策支援</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛玩動物の保護・収容</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬労働部</td> <td>大規模店舗等の早期営業要請</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部		船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部		ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会		入院患者に対する食事の提供	給食事業者等		医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会		血液の安定供給	赤十字血液センター		感染症対策薬剤等の供給	県内市町		遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等		風呂対策支援	関係団体等		愛玩動物の保護・収容	関係団体等		医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療部</td> <td>ヘリによる患者搬送</td> <td>厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶による患者搬送</td> <td>自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ライフラインの優先復旧（医療機関関係）</td> <td>NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院患者に対する食事の提供</td> <td>給食事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品等の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症対策薬剤等の供給</td> <td>県内市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）</td> <td>厚生労働省 近隣府県 民間事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>風呂対策支援</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛玩動物の保護・収容</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬労働部</td> <td>大規模店舗等の早期営業要請</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部		船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部		ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会		入院患者に対する食事の提供	給食事業者等		医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会		血液の安定供給	赤十字血液センター		感染症対策薬剤等の供給	県内市町		遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等		風呂対策支援	関係団体等		愛玩動物の保護・収容	関係団体等		医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	企業庁水道課
						部	調査事項	調査（報告）系統																																																																									
保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部																																																																															
	船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部																																																																															
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会																																																																															
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等																																																																															
	医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会																																																																															
	血液の安定供給	赤十字血液センター																																																																															
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町																																																																															
	遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等																																																																															
	風呂対策支援	関係団体等																																																																															
	愛玩動物の保護・収容	関係団体等																																																																															
	医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請																																																																															
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																															
保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部																																																																															
	船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部																																																																															
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会																																																																															
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等																																																																															
	医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会																																																																															
	血液の安定供給	赤十字血液センター																																																																															
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町																																																																															
	遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等																																																																															
	風呂対策支援	関係団体等																																																																															
	愛玩動物の保護・収容	関係団体等																																																																															
	医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請																																																																															
風水害	215	3	2	3	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療部</td> <td>ヘリによる患者搬送</td> <td>厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶による患者搬送</td> <td>自衛隊 海上保安本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ライフラインの優先復旧（医療機関関係）</td> <td>NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院患者に対する食事の提供</td> <td>給食事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬品等の供給</td> <td>厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症対策薬剤等の供給</td> <td>県内市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）</td> <td>厚生労働省 近隣府県 民間事業者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>風呂対策支援</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛玩動物の保護・収容</td> <td>関係団体等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医薬労働部</td> <td>大規模店舗等の早期営業要請</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部		船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部		ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会		入院患者に対する食事の提供	給食事業者等		医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会		血液の安定供給	赤十字血液センター		感染症対策薬剤等の供給	県内市町		遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等		風呂対策支援	関係団体等		愛玩動物の保護・収容	関係団体等		医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請																																							
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																															
保健医療部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他府道庁系） ドクターヘリ基地病院 神戸市 消防庁（他都道府県） 自衛隊 海上保安本部																																																																															
	船舶による患者搬送	自衛隊 海上保安本部																																																																															
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 水道事業者 関西電力、関西電力送配電 大阪ガス （一社）兵庫県LPガス協会																																																																															
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等																																																																															
	医薬品等の供給	厚生労働省 薬事協会 医薬品卸業協会																																																																															
	血液の安定供給	赤十字血液センター																																																																															
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町																																																																															
	遗体安置・埋葬等（広域火葬、トライル、棺等の確保、あっせん、遗体の搬送等）	厚生労働省 近隣府県 民間事業者等																																																																															
	風呂対策支援	関係団体等																																																																															
	愛玩動物の保護・収容	関係団体等																																																																															
	医薬労働部	大規模店舗等の早期営業要請																																																																															

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																																																																														
地震	249	3	2	3	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産部</td> <td>非常災害用木材の調達・あわせん</td> <td>木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)</td> <td>県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>建設資機材等のあわせん</td> <td>建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部</td> </tr> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>被災宅地危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸型応急住宅の提供</td> <td>各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入居</td> <td>各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	農林水産部	非常災害用木材の調達・あわせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所	環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県	土木部	建設資機材等のあわせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部	まちづくり部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会		応急仮設住宅の建設	グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町		賃貸型応急住宅の提供	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県		公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県		被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産部</td> <td>非常災害用木材の調達・あわせん</td> <td>木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)</td> <td>県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>建設資機材等のあわせん</td> <td>建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部</td> </tr> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>被災宅地危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸型応急住宅の提供</td> <td>各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公営住宅への一時入居</td> <td>各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災建築物応急危険度判定士の派遣</td> <td>国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>保存飲料水の提供</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>給水車の派遣</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>医療用水の確保</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警察官の協力要請</td> <td>警察署 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>交通誘導の実施</td> <td>警備業協会 ← 警察本部</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察官の派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察への派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	農林水産部	非常災害用木材の調達・あわせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所	環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県	土木部	建設資機材等のあわせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部	まちづくり部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会		応急仮設住宅の建設	グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町		賃貸型応急住宅の提供	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県		公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県		被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町	企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の所管が企業庁水道課から土木部上下水道課へ移管したため。	企業庁水道課
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																																					
農林水産部	非常災害用木材の調達・あわせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所																																																																																					
環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県																																																																																					
土木部	建設資機材等のあわせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部																																																																																					
まちづくり部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会																																																																																					
	応急仮設住宅の建設	グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町																																																																																					
	賃貸型応急住宅の提供	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県																																																																																					
	公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県																																																																																					
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町																																																																																					
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																																					
農林水産部	非常災害用木材の調達・あわせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所																																																																																					
環境部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ設置等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 関係省庁 他府県																																																																																					
土木部	建設資機材等のあわせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町 警察本部																																																																																					
まちづくり部	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会																																																																																					
	応急仮設住宅の建設	グレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国水道建設事業協会 ← 寄附実施市は県に必要戸数を報告し、県が取りまとめて協定団体に建設要請 関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町																																																																																					
	賃貸型応急住宅の提供	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県																																																																																					
	公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県																																																																																					
	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町																																																																																					
企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町																																																																																					
警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部																																																																																					
警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署																																																																																					
風水害	216	3	2	3	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>保存飲料水の提供</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>給水車の派遣</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>医療用水の確保</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警察官の協力要請</td> <td>警察署 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>交通誘導の実施</td> <td>警備業協会 ← 警察本部</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察官の派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察への派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>保存飲料水の提供</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>給水車の派遣</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>医療用水の確保</td> <td>水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警察官の協力要請</td> <td>警察署 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>交通誘導の実施</td> <td>警備業協会 ← 警察本部</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察官の派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>他府県警察への派遣要請</td> <td>警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体	警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署																										
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																																					
企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町																																																																																					
警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部																																																																																					
警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署																																																																																					
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																																					
企業庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	給水車の派遣	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
企業庁	医療用水の確保	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体																																																																																					
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町																																																																																					
警察本部	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部																																																																																					
警察本部	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会																																																																																					
警察本部	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署																																																																																					
地震	393	3	3	17	4	2 水道事業者及び水道用水供給事業者の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 ③県等への応援要請 (略)	2 水道事業者及び水道用水供給事業者の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 ③県等への応援要請 (略)	厚生労働省の所管する水道行政が国土交通省に移管されたため。	企業庁水道課																																																																														
風水害	357	3	3	17	4	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。																																																																																
風水害	186	3	2	2		防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	組織改編の反映漏れ	危機管理部 災害対策課																																																																														

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																																								
大規模	121	3	3	5		<p>3 雑踏事故発生時の対策</p> <p>関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。</p> <p>(1) 行事等の主催者等</p> <p>行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県（災害対策局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。</p>	<p>3 雑踏事故発生時の対策</p> <p>関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。</p> <p>(1) 行事等の主催者等</p> <p>行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県（危機管理部）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。</p>	組織改編の反映漏れ	危機管理部 災害対策課																																								
風水害	41	2	2	7	1	<p>○ 常備消防設置状況 (令和6年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,328</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>889</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>6,217</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,328	一部事務組合	5	11市 5町	889	事務委託	—	6町	—	計	24	29市12町	6,217	<p>○ 常備消防設置状況 (令和6年4月1日現在) ←</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法[△]</th> <th>消防本部の数[△]</th> <th>市町の数[△]</th> <th>消防職員数[△]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独[△]</td> <td>19[△]</td> <td>18市 1町[△]</td> <td>5,340[△]</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合[△]</td> <td>5[△]</td> <td>11市 5町[△]</td> <td>895[△]</td> </tr> <tr> <td>事務委託[△]</td> <td>—[△]</td> <td>6町[△]</td> <td>—[△]</td> </tr> <tr> <td>計[△]</td> <td>24[△]</td> <td>29市12町[△]</td> <td>6,235[△]</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法 [△]	消防本部の数 [△]	市町の数 [△]	消防職員数 [△]	単 独 [△]	19 [△]	18市 1町 [△]	5,340 [△]	一部事務組合 [△]	5 [△]	11市 5町 [△]	895 [△]	事務委託 [△]	— [△]	6町 [△]	— [△]	計 [△]	24 [△]	29市12町 [△]	6,235 [△]		危機管理部 消防保安課
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																														
単 独	19	18市 1町	5,328																																														
一部事務組合	5	11市 5町	889																																														
事務委託	—	6町	—																																														
計	24	29市12町	6,217																																														
常備消防の方法 [△]	消防本部の数 [△]	市町の数 [△]	消防職員数 [△]																																														
単 独 [△]	19 [△]	18市 1町 [△]	5,340 [△]																																														
一部事務組合 [△]	5 [△]	11市 5町 [△]	895 [△]																																														
事務委託 [△]	— [△]	6町 [△]	— [△]																																														
計 [△]	24 [△]	29市12町 [△]	6,235 [△]																																														
地震	67	2	2	7	1																																												
風水害	43	2	2	7	2	<p>② 消防職員・団員の数等 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防署数</th> <th>55</th> <th>消防団数</th> <th>62</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張所数</td> <td>117</td> <td>分 団 数</td> <td>1,208</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>6,217</td> <td>消防団員数</td> <td>38,016</td> </tr> </tbody> </table>	消防署数	55	消防団数	62	出張所数	117	分 団 数	1,208	消防職員数	6,217	消防団員数	38,016	<p>② 消防職員・団員の数等 (令和6年4月1日現在) ←</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防署数[△]</th> <th>55[△]</th> <th>消防団数[△]</th> <th>62[△]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張所数[△]</td> <td>117[△]</td> <td>分 団 数[△]</td> <td>1,201[△]</td> </tr> <tr> <td>消防職員数[△]</td> <td>6,235[△]</td> <td>消防団員数[△]</td> <td>38,016[△]</td> </tr> </tbody> </table>	消防署数 [△]	55 [△]	消防団数 [△]	62 [△]	出張所数 [△]	117 [△]	分 団 数 [△]	1,201 [△]	消防職員数 [△]	6,235 [△]	消防団員数 [△]	38,016 [△]		危機管理部 消防保安課																
消防署数	55	消防団数	62																																														
出張所数	117	分 団 数	1,208																																														
消防職員数	6,217	消防団員数	38,016																																														
消防署数 [△]	55 [△]	消防団数 [△]	62 [△]																																														
出張所数 [△]	117 [△]	分 団 数 [△]	1,201 [△]																																														
消防職員数 [△]	6,235 [△]	消防団員数 [△]	38,016 [△]																																														
地震	69	2	2	7	1																																												
風水害	104	2	4	1		<p>総合治水条例に基づく「地域総合治水推進計画」に位置づけた「河川対策アクションプログラム」に基づき、河川改修や既存ダムの有効活用等、事前防災対策を重点的に推進する。</p>	<p>河川整備計画に基づき、河川改修や既存ダムの有効活用等、事前防災対策を重点的に推進する。</p>	「河川対策アクションプログラム」が「ひょうごインフラ整備プログラム」に統合されたため、削除	土木部 河川整備課																																								
風水害	107	2	4	2	1	<p>加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。</p>	加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修を実施	前後の事業内容と書き方を合わせる	土木部 河川整備課																																								
風水害	108	2	4	2	2	<p>地震・高潮対策河川事業</p> <p>排水施設他 大規模特定河川事業</p>	<p>排水機場整備事業</p> <p>排水施設等の整備</p>	事業名・事業内容をp.127に書き方を合わせる	土木部 河川整備課																																								

頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課	
風水害	216	3	2	3	4			担当課室の修正	土木部 契約管理課
風水害	209	3	2	3	4			保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。（別添資料参照）	土木部 上下水道課
風水害	210	3	2	3	4			保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。（別添資料参照）	土木部 上下水道課
風水害	211	3	2	3	4			組織改正したため。	土木部 上下水道課

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
地震	243	3	2	3	2			保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。（別添資料参照）	土木部 上下水道課
地震	244	3	2	3	2			組織改正したため。	土木部 上下水道課
地震	248	3	2	3	2			企業庁で所管していた事務の一部及び保険医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。（別添資料参照）	土木部 上下水道課

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課																																												
風水害	59	2	2	10		<p>6 その他</p> <p>県は、県警察本部と災害時に緊急輸送路や緊急交通路の機能が十分に発揮されるよう、啓発方策等の充実に努めることとする。</p> <p>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 市町内の緊急輸送路・緊急交通路</p> <p>(2) ヘリコプター臨時離着陸場適地</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>6 その他</p> <p>県は、県警察本部と災害時に緊急輸送路<u>道路</u>や緊急交通路の機能が十分に発揮されるよう、啓発方策等の充実に努めることとする。</p> <p>7 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 市町内の緊急輸送路<u>道路</u>・緊急交通路</p> <p>(2) ヘリコプター臨時離着陸場適地</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	過年度から「緊急輸送道路」に名称を統一しているため。	土木部 道路企画課																																												
地震	85	2	2	10		<p>〔資料〕</p> <p>「ヘリコプター臨時離着陸場適地」</p> <p>「ヘリコプター臨時離着陸場適地（兵庫県内の飛行場、公共・非公共ヘリポート）」</p> <p>「緊急交通路総括表」</p> <p>「県内の規制路線に対する隣接府県の流入規制要点」</p> <p>「緊急輸送路ネットワーク」</p> <p>「緊急輸送路ネットワーク一覧表」</p>	<p>〔資料〕</p> <p>「ヘリコプター臨時離着陸場適地」</p> <p>「ヘリコプター臨時離着陸場適地（兵庫県内の飛行場、公共・非公共ヘリポート）」</p> <p>「緊急交通路総括表」</p> <p>「県内の規制路線に対する隣接府県の流入規制要点」</p> <p>「緊急輸送路<u>道路</u>ネットワーク」</p> <p>「緊急輸送路<u>道路</u>ネットワーク一覧表」</p>																																														
大規模	21	1		3	3	兵庫県内道路種別現況 (令和4年4月1日現在)	兵庫県内道路種別現況 (令和5年4月1日現在)	時点更新	土木部 道路保全課																																												
大規模	22	1		3	3	「県内の高速道路、一般国道等の路線図」令和5年4月現在	「県内の高速道路、一般国道等の路線図」令和7年11月現在	新設道路の供用に伴う「県内の高速道路、一般国道等の路線図」の更新	土木部 道路企画課																																												
地震	36	1		5		<p>(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和6年(2024年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70%～80%</td> <td>90%程度 もしくは それ以上</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>79.0年前</td> </tr> </tbody> </table>	地域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年						79.0年前	<p>(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和7年(2025年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>60%～80% 程度以上</td> <td>90%程度 もしくは それ以上</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>79.0年前</td> </tr> </tbody> </table>	地域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	60%～80% 程度以上	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年						79.0年前	最新のデータに修正	危機管理部
地域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)																																																
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)																																																
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年																																																
					79.0年前																																																
地域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)																																																
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)																																																
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	60%～80% 程度以上	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年																																																
					79.0年前																																																

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	17	2	1			第1 災害応急対策への備えの充実 災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。	第1 災害応急対策への備えの充実 災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。	記載の充実化	危機管理部
地震	43	2	1			・平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施	・平時の防災組織体制の整備と災害対応の手引き作成や研修・訓練等の実施		
風水害	35	2	2	6		1 広域防災拠点の整備 (1) 整備等の方針 県は、次の考え方の下に、全県拠点及びブロック拠点の整備を進めるとともに、その他拠点の設定を行う。	1 広域防災拠点の整備 (1) 整備等の方針 県は、次の考え方の下に、全県拠点及びブロック拠点の整備を進めるとともに、その他拠点の設定を行う。	三木総合防災公園が国のプッシュ型支援の分散備蓄拠点となったことに伴い、文言を追加	危機管理部
地震	61	2	2	6		① 各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点として、三木総合防災公園を整備する。	①各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点および国のプッシュ型支援の分散備蓄の受入先として、三木総合防災公園を整備する。		
風水害	37	2	2	6		2 三木総合防災公園（全県拠点） (4) 施設構成 ② 三木総合防災公園 イ 災害時機能	2 三木総合防災公園（全県拠点） (4) 施設構成 ② 三木総合防災公園 イ 災害時機能	同上	危機管理部
地震	63	2	2	6		・全県備蓄機能（陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備）	・全県備蓄および国のプッシュ型支援の分散備蓄機能（陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備）		
風水害	63	2	2	11		6 施設、設備の整備 (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。	6 施設、設備の整備 (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、空調設備を設置することを目標とし、電力および通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。	記載の充実化	危機管理部
地震	89	2	2	11					

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出課
風水害	288	3	3	4		(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	災害対策基本法の改正 第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に 関する情報を把握するとともに、これらの者 に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス 及び福祉サービス の提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	危機管理部
風水害	176	3	2	1		2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、神戸市、関西電力送配電、大阪ガスネットワーク、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、ひょうごボランティアプラザ	2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、神戸市、関西電力送配電、大阪ガスネットワーク、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、ひょうごボランティアプラザ、 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	ひょうご災害対策検討会での意見、及びそれを踏まえたフォローアップの業務予定を反映させるため	危機管理部
地震	210	3	2	1					
地震	221	3	2	2		(1) 本庁の動員体制 (略) ① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合 ア 県内で震度4以上の地震を観測したとき イ 県内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど県内に津波の発生が予想されるとき	(1) 本庁の動員体制 (略) ① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合 ア 県内で震度4以上の地震を観測したとき イ 県内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど県内に津波の発生が予想されるとき エ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき		危機管理部

③関係機関修正の反映

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	252	3	2	3	3	<p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。<u>（公共安全LTEについては、総務省の実用化に向けた検証の取組状況を踏まえながら、今後の活用を検討していくこととする）</u></p>	<p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。</p> <p>非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p>	<p>すでに公共安全LTEは実用化されているため</p>	近畿総合通信局
地震	297	3	3	3	1	<p>注意体制☒</p> <p>2) 管内に津波注意報が発表された場合</p> <p>警戒体制</p> <p>2) 管内に津波警報が発表された場合</p> <p>3) 対策部長が必要と判断した場合</p> <p>4) 道路部対策本部長が指示した場合</p>	<p>注意体制</p> <p>2) 管内に津波注意報・津波に関する警報（豊岡市）が発表された場合注1)</p> <p>警戒体制</p> <p>2) 管内に津波警報が発表された場合（豊岡河川国道事務所管内を除く）</p> <p>3) 豊岡河川国道事務所管内で震度5強以上の地震が発生し、国道483号の通行止めを行う場合注2)</p> <p>4) 対策部長が必要と判断した場合</p> <p>5) 道路部対策本部長が指示した場合</p> <p>注1) 豊岡河川国道事務所管内は河口から距離があり、浸水区域および近接する区域がないため、アクセス道路の情報把握として、浸水のおそれがある豊岡市を対象に津波に関する警報発表時に体制構築するものとする。</p> <p>注2) 交通遮断機の遠隔操作により実施するものとする。交通遮断機が整備されるまでは維持業者による通行止めを基本とする。遠阪トンネル（兵庫県道路公社区間）については調整を行うものとする。</p>	<p>豊岡河川国道事務所 風水害対策部運営計画</p>	近畿地方整備局

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	163	2	7	1		2 車両滞留対策 県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。	2 車両滞留対策 県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備、 <u>兵庫県における雪害時の乗員保護支援計画策定</u> 等を行うよう努めるものとする。	豊岡河川国道事務所 風水害対策部運営計画	近畿地方整備局
風水害	163	2	7	1		4 雪害対策会議の開催 県は、各関係機関の相互の連携を密にし、雪害の防止に万全を期すため、雪害対策会議を開催することとする。 ・関係機関：県（災害対策課、道路保全課、教育委員会体育保健課等）、県警察本部、神戸地方気象台、自衛隊、日本赤十字社、西日本旅客鉄道㈱、西日本電信電話㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、全但バス㈱等	4 雪害対策会議の開催 <u>(1)県</u> 県は、各関係機関の相互の連携を密にし、雪害の防止に万全を期すため、雪害対策会議を開催することとする。 ・関係機関：県（災害対策課、道路保全課、教育委員会体育保健課等）、県警察本部、神戸地方気象台、自衛隊、日本赤十字社、西日本旅客鉄道㈱、西日本電信電話㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、全但バス㈱等冬期道路情報連絡室の設置 <u>(2)近畿地方整備局</u> <u>兵庫県国道事務所・姫路河川国道事務所・豊岡河川国道事務所管内において大雪警報が発令された場合、大雪が予想される場合、大雪による交通障害が予想される場合等は、他の関係機関との規制情報等の情報共有のため、各事務所にて冬期情報連絡室を立ち上げるものとする。</u>	道路部雪害対策本部運営計画	近畿地方整備局
風水害	258	2	3	3	1	警戒体制等の区分及び発令基準 (降雨時)	<u>警戒強化体制</u> <u>警戒体制に合わせ以下の人命に関わる災害や、交通に広域的な影響を及ぼす災害の場合に発令</u> <u>1)直轄国道の災害で、直接的に死者や重傷者の発生が確認（予測）された場合</u> <u>2)直轄国道における同時多発の土砂流出等により、被災区間内に滞留した車両の退出に時間を要すると判断した場合</u> <u>3)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間要すると判断した場合</u> <u>4)直轄国道及び高速道路等が同時通行止めになる等により、交通に広域的な影響を長時間及ぼすと判断した場合</u> <u>5)道路部風水害対策本部長が必要と判断した場合</u>	道路部雪害対策本部運営計画	近畿地方整備局

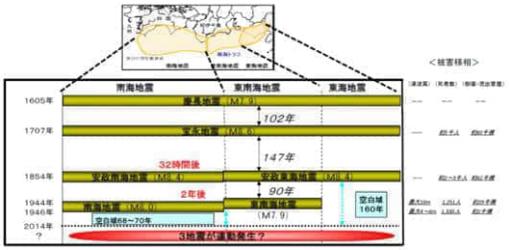
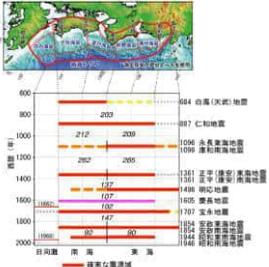
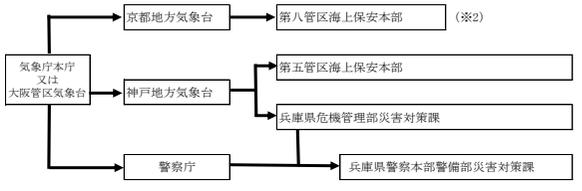
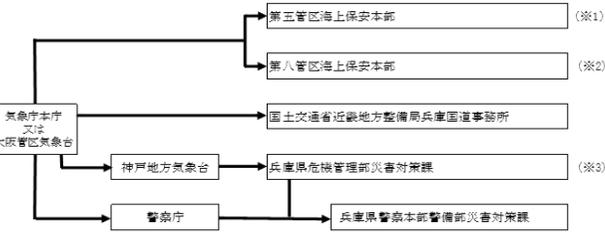
	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	258	2	3	3	1	警戒体制等の区分及び発令基準 (積雪時)	<u>警戒強化体制</u> <u>1)直轄国道と並行する高速道路が降雪の影響で通行止めとなった場合(通行止め予測も含む)</u> <u>2)直轄国道の被災により孤立集落が発生し、解消に長時間要すると判断した場合</u> <u>3)車両滞留が確認された場合(50台未満)</u> <u>4)直轄国道が降雪により、通行止めとなり広域的な迂回が必要な場合</u> <u>5)道路部雪害対策本部長が必要と判断した場合</u>	道路部雪害対策本部運営計画	近畿地方整備局
風水害	259	2	3	3	1	通行規制基準（兵庫）176号 区域 <u>自西宮市塩瀬町名塩</u> <u>至 // 生瀬當田</u> 距離標 <u>53.2～55.6</u> 延長 <u>2.4</u>	通行規制基準（兵庫）176号 区域 <u>自西宮市塩瀬町生瀬</u> <u>至 西宮市塩瀬町生瀬</u> <u>(太多田橋交差点)</u> 距離標 <u>55.1～55.6</u> 延長 <u>0.5</u>	兵庫国道事務所 風水害対策部運営計画	近畿地方整備局
風水害	260	2	3	3	1	<u>(新設)</u>	<u>兵庫県豊岡市戸牧（豊岡出石IC）～</u> <u>兵庫県豊岡市上佐野（但馬空港IC）、</u> <u>兵庫県豊岡市上佐野（但馬空港IC）～</u> <u>兵庫県豊岡市日高町久斗（日高神鍋高原IC）</u>	豊岡河川国道事務所 風水害対策部運営計画	近畿地方整備局
風水害	259	2	3	3	1	<u>船坂山雨量観測所</u> ※ 引原雨量 <u>管理所</u>	<u>船坂雨量観測所</u> ※ 引原雨量 <u>観測所</u>		近畿地方整備局
風水害	260	2	3	3	1	注) 雨量は連続雨量とする。連続雨量は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断するものとし、原則として「降り始め」からの降雨量の累計とする。「降り始め」は、随時の時間雨量が2mm以下の場合は、0mmとみなす。「降り終わり」は、随時の時間雨量が2mm以下で3時間以上続いた場合、その時点で0mmとする。ただし、梅雨期等のように前に相当の降雨（基準雨量程度）があったり、以後相当の降雨が予想される時はこの限りではない。	雨量は連続雨量とする。連続雨量は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断するものとし、原則として「降り始め」からの降雨量の累計とする。「降り始め」は、随時の時間雨量が2mm以下の場合は、0mmとみなす。「降り終わり」は、随時の時間雨量が2mm以下で3時間以上続いた場合、 <u>又は、大雨警報時は6時間以上続いた場合</u> 、その時点で0mmとする。梅雨期等のように前に相当の降雨（基準雨量程度）があったり、以後相当の降雨が予想される場合はこの限りではない。		近畿地方整備局
風水害	260	2	3	3	1	※ 梨ヶ原の非常体制対象雨量は、 <u>船坂山雨量観測所</u> （岡山国道事務所雨量観測所）とする。 ただし、岡山国道事務所との協議により変更する場合がある。	※ 梨ヶ原の非常体制対象雨量は、 <u>船坂雨量観測所</u> （岡山国道事務所雨量観測所）とする。 ただし、岡山国道事務所との協議により変更する場合がある。		近畿地方整備局

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	260	2	3	3	1	ウ-3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所）	ウ-3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所） <u>（降雨）</u> 区域 兵庫県養父市関宮～兵庫県美方郡香美町村岡区福岡 区 40.4～146.1 L=5.7km 雨量観測所 福岡観測所(他1箇所) 体制雨量 120 150 200 注1 連続雨量 <u>- - 160 注3</u> 区域 <u>兵庫県豊岡市戸牧（豊岡出石IC）～兵庫県豊岡市上佐野（但馬空港IC）</u> 雨量観測所 <u>豊岡出石IC観測所</u> 体制雨量 <u>70 90 120 注1 連続雨量</u> <u>50 70 110 時間40mm 注2 組み合わせ雨量</u> <u>- - 96 注3</u>	豊岡河川国道事務所 風水害対策部運営計画	近畿地方整備局
風水害	260	2	3	3	1	ウ-3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所）	ウ-3 通行規制基準（豊岡河川国道事務所） <u>（降雨）</u> 区域 <u>兵庫県豊岡市上佐野（但馬空港IC）～兵庫県豊岡市日高町久斗（日高神鍋高原IC）</u> 雨量観測所 <u>山本高架橋観測所</u> 体制雨量 <u>100 130 170 注1 連続雨量</u> <u>50 70 110 時間40mm 注2 組み合わせ雨量</u> <u>- - 136 注3</u> 雨量観測所 <u>レーダー雨量</u> 体制雨量		近畿地方整備局
風水害	260	2	3	3	1	区域 兵庫県豊岡市日高町久斗（日高神鍋高原IC）～兵庫県朝来市和田山町加都（和田山JCT・IC）	区域 兵庫県豊岡市日高町久斗（日高神鍋高原IC）～兵庫県朝来市和田山町加都（和田山JCT・IC） 距離票延長 <u>11.8</u> ～35.2 L= <u>23.4</u> km 体制雨量 <u>- - 160 注3</u>		近畿地方整備局

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	260	2	3	3	1	注1）雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行うが、原則として降雨3時間未満の中断は、連続雨量として取り扱う。但し1時間降雨量2mm以下が連続3時間続いた場合、連続雨量を0とみなす。	注1）雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行うが、原則として降雨3時間未満の中断は、連続雨量として取り扱う。但し1時間降雨量2mm以下が連続3時間続いた場合、連続雨量を0とみなす。 <u>なお、大雪警報発表下でのゼロリセットは1時間降雨量2mm以下が連続6時間続いた場合とする。</u> <u>注3）非常体制対象雨量（連続雨量）の8割を超過し、かつ、兵庫県砂防部が算出している土壌災害発生危険基準線（CL）に到達した場合</u> <u>注4）近年被災経験のある区間のため、レーダー雨量による補完を行うものとする。</u>		近畿地方整備局
地震	113	2	2	18	4 津波監視体制等の確立 気象庁は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。	4 津波監視体制等の確立 気象庁は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、 <u>もしくは地震による揺れはないものの津波警報・注意報が発表された場合は、</u> 速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。	海外など遠方で発生した地震により、兵庫県内に対して津波注意報が発表された事例があったため。 https://www.jma.go.jp/jma/press/2507/30a/202507301010.html	神戸運輸監理部	
大規模	39	2	3	2	第2 内容 2 防災関係機関相互の連携体制 (5) 県及び <u>関西エアポート(株)</u> は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。	第2 内容 2 防災関係機関相互の連携体制 (5) 県及び <u>大阪空港事務所</u> は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。	自衛隊法第83条第1項 自衛隊法施行令第105条第3号	大阪空港事務所、 新関西国際空港株式会社	

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
大規模	52	3	1			3 応急対策の主な流れ (1)航空災害 ①（大阪国際空港） 事項：関係機関等との連携促進（行） 実施者：航空運送事業者・空港事務所・空港管理者（列）の交差する欄 ・現場合同調整所の設置 ・関係機関との連絡調整 ・必要により自衛隊派遣要請 <u>[以上空港管理者]</u>	3 応急対策の主な流れ (1)航空災害 ①（大阪国際空港） 事項：関係機関等との連携促進（行） 実施者：航空運送事業者・空港事務所・空港管理者（列）の交差する欄 ・現場合同調整所の設置 ・関係機関との連絡調整 <u>[以上空港管理者]</u> ・必要により自衛隊派遣要請 <u>[空港事務所]</u>	自衛隊法第83条第1項 （自衛隊法施行令第105条第3号）	大阪空港事務所、 新関西国際空港株式会社
大規模	52	3	1			3 応急対策の主な流れ (1)航空災害 ①（大阪国際空港周辺（伊丹市内）） 事項：関係機関等との連携促進（行） 実施者：航空運送事業者・空港事務所・空港管理者（列）の交差する欄 ・現場合同調整所の設置 ・必要により自衛隊派遣要請 <u>[以上空港管理者]</u>	3 応急対策の主な流れ (1)航空災害 ①（大阪国際空港周辺（伊丹市内）） 事項：関係機関等との連携促進（行） 実施者：航空運送事業者・空港事務所・空港管理者（列）の交差する欄 ・現場合同調整所の設置 <u>[空港管理者]</u> ・必要により自衛隊派遣要請 <u>[空港事務所]</u>	自衛隊法第83条第1項 （自衛隊法施行令第105条第3号）	大阪空港事務所、 新関西国際空港株式会社
大規模	72	3	2	1		第2 内容(1)①ア（大阪国際空港内）注 4 連絡先 国土交通省：航空局 <u>安全部安全企画課</u>	第2 内容(1)①ア注 4 連絡先 国土交通省：航空局 <u>総務課危機管理室（重大事案）又は航空局安全部航空安全推進室（一般事案）</u>	国土交通本省航空局内の組織改編及び本省航空局内における危機管理体制見直しによるもの	大阪空港事務所
大規模	73	3	2	1		第2 内容(1)①イ（大阪国際空港周辺）注 5 連絡先 国土交通省： <u>総合政策局技術安全課</u> 、航空局総務課	第2 内容(1)①イ注 5 連絡先 国土交通省：航空局総務課 <u>危機管理室（重大事案）又は航空局安全部航空安全推進室（一般事案）</u>	国土交通本省航空局内の組織改編及び本省航空局内における危機管理体制見直しによるもの	大阪空港事務所
大規模	73	3	2	1		第2 内容(1)②（但馬空港）注 3 連絡先 国土交通省： <u>総合政策局技術安全課</u> 、航空局総務課	第2 内容(1)②注 3 連絡先 国土交通省：航空局総務課 <u>危機管理室（重大事案）又は航空局安全部航空安全推進室（一般事案）</u>	国土交通本省航空局内の組織改編及び本省航空局内における危機管理体制見直しによるもの	大阪空港事務所
大規模	74	3	2	1		第2 内容(1)③（神戸空港）注 2 連絡先 国土交通省： <u>総合政策局技術安全課</u> 、航空局総務課	第2 内容(1)③注 2 連絡先 国土交通省：航空局総務課 <u>危機管理室（重大事案）又は航空局安全部航空安全推進室（一般事案）</u>	国土交通本省航空局内の組織改編及び本省航空局内における危機管理体制見直しによるもの	大阪空港事務所

頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関																																																						
大規模	75	3	2	1	第2 内容(2)（その他地域）注 3 連絡先 国土交通省： <u>総合政策局技術安全課</u> 、航空局総務課	第2 内容(2) 注 3 連絡先 国土交通省：航空局総務課 <u>危機管理室（重大事案）又は航空局安全部航空安全推進室（一般事案）</u>	国土交通本省航空局内の組織改編及び本省航空局内における危機管理体制見直しによるもの	大阪空港事務所																																																						
風水害	196	3	2	3	2	③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル	③洪水予報の種類、 <u>標題と概要</u>	洪水予報の概要の表の内容を兵庫県水防計画に合わせる。また、令和7年3月のシステム更新に伴い、臨時的洪水予報を県気象情報として発表する運用は終了したため、削除する。	神戸地方気象台																																																					
風水害	200	3	2	3	3			令和7年3月に海上保安庁への伝達経路が変更されたため。	神戸地方気象台																																																					
地震	26	1	5		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間¹⁾</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)²⁾</th> <th colspan="3">地震発生確率³⁾</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上 段)⁴⁾ 最新活動時期(下 段)⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>30年以内¹⁾</th> <th>50年以内²⁾</th> <th>100年以内³⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部(南東部)⁴⁾</td> <td>7.3程度²⁾</td> <td>1/1,400¹⁾~0.01%²⁾</td> <td>1/4,400²⁾~0.02%³⁾</td> <td>0.003%~0.05%³⁾</td> <td>3900年程度⁴⁾ 4~6世紀⁵⁾</td> </tr> <tr> <td>主部(北西部)⁴⁾</td> <td>7.7程度²⁾</td> <td>0.1%~1%¹⁾ やや高い²⁾</td> <td>0.2%~2%²⁾</td> <td>0.5%~4%³⁾</td> <td>約1800~2300年⁴⁾ 888年播磨国地震⁵⁾</td> </tr> <tr> <td>草谷断層⁴⁾</td> <td>8.7程度²⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>8500年程度⁴⁾ 4~12世紀⁵⁾</td> </tr> </tbody> </table>	区 間 ¹⁾	将来の活動時の 地震規模 (M) ²⁾	地震発生確率 ³⁾			平均活動間隔(上 段) ⁴⁾ 最新活動時期(下 段) ⁵⁾	30年以内 ¹⁾	50年以内 ²⁾	100年以内 ³⁾	主部(南東部) ⁴⁾	7.3程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾ ~0.01% ²⁾	1/4,400 ²⁾ ~0.02% ³⁾	0.003%~0.05% ³⁾	3900年程度 ⁴⁾ 4~6世紀 ⁵⁾	主部(北西部) ⁴⁾	7.7程度 ²⁾	0.1%~1% ¹⁾ やや高い ²⁾	0.2%~2% ²⁾	0.5%~4% ³⁾	約1800~2300年 ⁴⁾ 888年播磨国地震 ⁵⁾	草谷断層 ⁴⁾	8.7程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	8500年程度 ⁴⁾ 4~12世紀 ⁵⁾	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間¹⁾</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)²⁾</th> <th colspan="3">地震発生確率³⁾</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上 段)⁴⁾ 最新活動時期(下 段)⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>30年以内¹⁾</th> <th>50年以内²⁾</th> <th>100年以内³⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部(南東部)⁴⁾</td> <td>7.3程度²⁾</td> <td>1/1,400¹⁾~0.01%²⁾</td> <td>1/1,400(0.001%)²⁾~0.02%³⁾</td> <td>0.003%~0.05%³⁾</td> <td>3900年程度⁴⁾ 4~6世紀⁵⁾</td> </tr> <tr> <td>主部(北西部)⁴⁾</td> <td>7.7程度²⁾</td> <td>0.1%~1%¹⁾ やや高い²⁾</td> <td>0.2%~2%²⁾</td> <td>0.5%~4%³⁾</td> <td>約1800~2300年⁴⁾ 888年播磨国地震⁵⁾</td> </tr> <tr> <td>草谷断層⁴⁾</td> <td>8.7程度²⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>1/1,400¹⁾</td> <td>8500年程度⁴⁾ 4~12世紀⁵⁾</td> </tr> </tbody> </table>	区 間 ¹⁾	将来の活動時の 地震規模 (M) ²⁾	地震発生確率 ³⁾			平均活動間隔(上 段) ⁴⁾ 最新活動時期(下 段) ⁵⁾	30年以内 ¹⁾	50年以内 ²⁾	100年以内 ³⁾	主部(南東部) ⁴⁾	7.3程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾ ~0.01% ²⁾	1/1,400(0.001%) ²⁾ ~0.02% ³⁾	0.003%~0.05% ³⁾	3900年程度 ⁴⁾ 4~6世紀 ⁵⁾	主部(北西部) ⁴⁾	7.7程度 ²⁾	0.1%~1% ¹⁾ やや高い ²⁾	0.2%~2% ²⁾	0.5%~4% ³⁾	約1800~2300年 ⁴⁾ 888年播磨国地震 ⁵⁾	草谷断層 ⁴⁾	8.7程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	8500年程度 ⁴⁾ 4~12世紀 ⁵⁾	最新のデータに修正。	神戸地方気象台
区 間 ¹⁾	将来の活動時の 地震規模 (M) ²⁾	地震発生確率 ³⁾			平均活動間隔(上 段) ⁴⁾ 最新活動時期(下 段) ⁵⁾																																																									
		30年以内 ¹⁾	50年以内 ²⁾	100年以内 ³⁾																																																										
主部(南東部) ⁴⁾	7.3程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾ ~0.01% ²⁾	1/4,400 ²⁾ ~0.02% ³⁾	0.003%~0.05% ³⁾	3900年程度 ⁴⁾ 4~6世紀 ⁵⁾																																																									
主部(北西部) ⁴⁾	7.7程度 ²⁾	0.1%~1% ¹⁾ やや高い ²⁾	0.2%~2% ²⁾	0.5%~4% ³⁾	約1800~2300年 ⁴⁾ 888年播磨国地震 ⁵⁾																																																									
草谷断層 ⁴⁾	8.7程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	8500年程度 ⁴⁾ 4~12世紀 ⁵⁾																																																									
区 間 ¹⁾	将来の活動時の 地震規模 (M) ²⁾	地震発生確率 ³⁾			平均活動間隔(上 段) ⁴⁾ 最新活動時期(下 段) ⁵⁾																																																									
		30年以内 ¹⁾	50年以内 ²⁾	100年以内 ³⁾																																																										
主部(南東部) ⁴⁾	7.3程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾ ~0.01% ²⁾	1/1,400(0.001%) ²⁾ ~0.02% ³⁾	0.003%~0.05% ³⁾	3900年程度 ⁴⁾ 4~6世紀 ⁵⁾																																																									
主部(北西部) ⁴⁾	7.7程度 ²⁾	0.1%~1% ¹⁾ やや高い ²⁾	0.2%~2% ²⁾	0.5%~4% ³⁾	約1800~2300年 ⁴⁾ 888年播磨国地震 ⁵⁾																																																									
草谷断層 ⁴⁾	8.7程度 ²⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	1/1,400 ¹⁾	8500年程度 ⁴⁾ 4~12世紀 ⁵⁾																																																									
地震	26	1	5		(評価時点は全て令和6年1月1日現在)	(評価時点は全て令和7年1月1日現在)	最新のデータに修正。	神戸地方気象台																																																						

頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	29	1		5	<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和6年1月1日）>	<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和7年1月1日）>	最新のデータに修正。	神戸地方気象台
地震	36	1		5	3 津波を伴う地震（南海トラフ地震） (1) 地震発生の危険性 (略) これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。	3 津波を伴う地震（南海トラフ地震） (1) 地震発生の危険性 (略) これらの地震発生から既に80年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。	時点の修正。	神戸地方気象台
地震	36	1		5			内閣府（防災）や気象庁などが広報に使用している地震調査研究推進本部作成の図に差し替える。 出展：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）（地震調査研究推進本部） https://www.jishin.go.jp/main/chousa/kai kou_pdf/nankai_2.pdf	神戸地方気象台
地震	193	2	5	1	〔資料〕「地震観測施設の整備状況」 R5.03.16現在	〔資料〕「地震観測施設の整備状況」 R7.01.31現在	令和7年1月に明石市内に設置されている防災科研の震度計が移設されたため。	神戸地方気象台
地震	228	3	2	3	1 		令和7年3月に海上保安庁への伝達経路が変更されたため。併せて、兵庫国道事務所への伝達経路の誤りを修正する。	神戸地方気象台

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	231	3	2	3	1			令和7年3月に海上保安庁への伝達経路が変更されたため。	神戸地方気象台
地震	234	3	2	3	1	<p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表（略）</p> <p>気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、<u>神戸地方気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</u></p> <p>※ 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p> <p><u>なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表（略）</p> <p>気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p> <p>※ 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p>	伝達経路の変更により神戸地方気象台を経由しなくなった通知先があるため、修正する。また、第3編第3章第24節は存在しないため、関連する記述を削除する。	神戸地方気象台
風水害	7	1		2			<p><u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所</u></p> <p>災害応急対策：<u>1 被災者への生活支援情報の提供</u></p> <p><u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設</u></p> <p><u>3 特別行政相談所の開設</u></p> <p>災害復旧：<u>被災者への生活支援情報の提供</u></p>		兵庫行政評価事務所
地震	6	1		2					
大規模	4	1		2					

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	321	3	3	11	2	〔実施機関：県総務部、県危機管理部、市町〕	〔実施機関： <u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所</u> 、県総務部、県危機管理部、市町〕		兵庫行政評価事務所
地震	352	3	3	11	2				
大規模	128	3	3	7	2				
風水害	321	3	3	11	2	<u>(新設)</u>	<u>1 近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所の相談活動</u> <u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を行うこととする。</u>		兵庫行政評価事務所
地震	352	3	3	11	2				
大規模	128	3	3	7	2				
風水害	395	4			2	〔実施機関：県危機管理部、市町〕	〔実施機関： <u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所</u> 、県危機管理部、市町〕	R7年度防災基本計画の修正を反映するため。	兵庫行政評価事務所
地震	421	4			2				
風水害	395	4			2	2 その他 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	2 その他 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <u>また、近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、生活支援情報を整理したガイドブックを作成した場合、被災者や県、市町等にも提供する。</u>	R7年度防災基本計画の修正を反映するため。	兵庫行政評価事務所
地震	421	4			2				
風水害	368	3	3	19		2 災害警備本部の設置等 (1) 災害警備体制の種類 災害警備体制は <u>災害警備本部体制及び準災害警備体制とし、災害警備本部体制にあっては、A号、B号及びC号に区分する。</u>	2 災害警備本部の設置等 (1) 災害警備体制の種類 災害警備体制は、 <u>A号災害警備体制（以下「A号体制」という。）</u> 、 <u>B号災害警備体制（以下「B号体制」という。）</u> 及び <u>C号災害警備体制（以下「C号体制」という。）とする。</u>	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	368	3	3	19		2 災害警備本部の設置等 (2) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県災害警備対策室等の設置 警察本部長は、 <u>災害警備本部</u> 体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、 <u>準災害警備本部</u> 体制を発令したときは警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。	2 災害警備本部の設置等 (2) 兵庫県警察災害警備本部等の設置 警察本部長は、 <u>A号</u> 体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、 <u>B号</u> 体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を、 <u>C号体制を発令したときは、警備部災害対策課長を長とする兵庫県警察災害情報連絡室</u> を警察本部等に設置する。	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部
風水害	368	3	3	19		3 警察本部の災害警備 <u>本部</u> 体制の種類及び発令基準 (1) <u>災害警備本部体制 A号</u> ① 県内における震度6強以上の地震を観測したとき。 ② 県内に大津波警報の発表があったとき。 (2) <u>災害警備本部体制 B号</u> ① 県内における震度6弱の地震を観測したとき。 ② 県内に津波警報の発表があったとき。 ③ 県内 <u>の</u> 大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。 (3) <u>災害警備本部体制 C号</u> <u>県内における震度5強の地震を観測したとき。</u> (4) <u>準災害警備本部体制</u> ① 県内における震度5弱 <u>又は震度4</u> の地震を観測したとき。 ② 県内に津波注意報の発表があったとき。 ③ 県内 <u>の</u> 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。	3 警察本部の災害警備体制の種類及び発令基準 (1) <u>A号体制</u> ① 県内における震度6弱以上の地震の観測 ② 県内に大津波警報の発表 (2) <u>B号体制</u> ① 県内における震度5強の地震の観測 ② 県内に津波警報の発表があったとき。 ③ 県内 <u>に</u> 大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表 (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u> (3) <u>C号体制</u> ① 県内における震度5弱の地震の観測 ② 県内に津波注意報の発表 ③ 県内 <u>に</u> 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表</u>	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部
風水害	369	3	3	19		第2 内容 5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図 6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図	<u>(削除)</u>	掲載の必要がないため	兵庫県警察本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	404	3	3	19		<p>第2 内容</p> <p>2 災害警備本部の設置等</p> <p>(1) 災害警備体制の種類</p> <p>災害警備体制は<u>災害警備本部体制及び準災害警備体制とし、災害警備本部体制にあっては、A号、B号及びC号に区分する。</u></p>	<p>第2 内容</p> <p>2 災害警備本部の設置等</p> <p>(1) 災害警備体制の種類</p> <p>災害警備体制は、<u>A号災害警備体制（以下「A号体制」という。）</u>、<u>B号災害警備体制（以下「B号体制」という。）</u>及び<u>C号災害警備体制（以下「C号体制」という。）</u>とする。</p>	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部
地震	404	3	3	19		<p>第2 内容</p> <p>2 災害警備本部の設置等</p> <p>(2) 兵庫県警察災害警備本部及び<u>兵庫県災害警備対策室</u>等の設置</p> <p>警察本部長は、<u>災害警備本部</u>体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、<u>準災害警備本部</u>体制を発令したときは警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。</p>	<p>第2 内容</p> <p>2 災害警備本部の設置等</p> <p>(2) 兵庫県警察災害警備本部等の設置</p> <p>警察本部長は、<u>A号</u>体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、<u>B号</u>体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を、<u>C号体制を発令したときは、警備部災害対策課長を長とする兵庫県警察災害情報連絡室</u>を警察本部等に設置する。</p>	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	404	3	3	19		第2 内容 3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準 (1) <u>災害警備本部体制 A号</u> ① 県内における震度6強以上の地震を観測したとき。 ② 県内に大津波警報の発表があったとき。 (2) <u>災害警備本部体制 B号</u> ① 県内における震度6弱の地震を観測したとき。 ② 県内に津波警報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。 (3) <u>災害警備本部体制 C号</u> <u>県内における震度5強の地震を観測したとき。</u> (4) <u>準災害警備本部体制</u> ① 県内における震度5弱又は震度4の地震を観測したとき。 ② 県内に津波注意報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。	第2 内容 3 警察本部の災害警備体制の種類及び発令基準 (1) A号体制 ① 県内における震度6弱以上の地震の観測 ② 県内に大津波警報の発表 (2) B号体制 ① 県内における震度5強の地震の観測 ② 県内に津波警報の発表 ③ 県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表 ④ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u> (3) C号体制 ① 県内における震度5弱の地震の観測 ② 県内に津波注意報の発表 ③ 県内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき ④ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表</u>	兵庫県警察災害警備計画 (R7.4.1一部改正)	兵庫県警察本部
地震	404	3	3	19		第2 内容 5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図 6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図	<u>(削除)</u>	掲載の必要がないため	兵庫県警察本部
海上	75	3	3	1		第2 内容 2 救助・救急活動 (4)資機材等の調達等	第2 内容 2 救助・救急活動 (4) <u>資機材等の調達等</u>	体裁	兵庫県警察本部
大規模	85	3	2	1		救助用建設資機材・・・	<u>(削除)</u>	災害対策本部事務局に同一内容あり	兵庫県警察本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関																																																																																																																																				
地震	230	3	2	3	1	〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕 （略） 相生警察署－相生市 <u>消防本部</u>	〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕 （略） 相生警察署－相生市	現状、相生市消防本部という組織はなく、西はりま消防組合として広域化しているため、組織図としては、相生警察署－相生市となる。	相生市																																																																																																																																				
風水害	241	3	2	5	3 救助の実施 (2)実施内容 略	3 救助の実施 (2)実施内容 略	3 救助の実施 (2)実施内容 略	災害救助法改正に伴う内容を反映するため。	宝塚市																																																																																																																																				
地震	276	3	2	5	<u>(新設)</u>	<u>⑦福祉サービスの提供</u>																																																																																																																																							
風水害	222	3	2	3	6	第2 内容 2 被災者台帳の作成 略 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	第2 内容 2 被災者台帳の作成 略 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 <u>市町は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し、被災者台帳を作成する際には、県に対し、協力を求めることができるものとする。県は、市町からの要望に応じて、関係地方公共団体の長及びその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めるものとする。</u>	災害対策基本法改正に伴う内容を反映するため。	宝塚市																																																																																																																																				
地震	255	3	2	3	4																																																																																																																																								
風水害	263	3	3	3	1	別表1 通行止め等基準値 <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">舞鶴若狭道 福知山</td> <td>神戸</td> <td>吉川JCT</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">福知山</td> <td>三田西IC</td> <td>200</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綾部IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞鶴東IC</td> <td>160</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>暫定基準</td> </tr> <tr> <td>大飯高浜IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜西IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> </table>	舞鶴若狭道 福知山	神戸	吉川JCT	210	160	45	160	-	-	110		福知山	三田西IC	200	130	45	150	130	45	80		綾部IC	210	120	40	160	120	40	80		舞鶴東IC	160	90	30	110	90	30	60	暫定基準	大飯高浜IC	210	120	40	160	120	40	80		小浜西IC	210	120	40	160	120	40	80		小浜IC	210	120	40	160	120	40	80		別表1 通行止め等基準値 <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">舞鶴若狭道 福知山</td> <td>神戸</td> <td>吉川JCT</td> <td>210</td> <td>160</td> <td>45</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">福知山</td> <td>三田西IC</td> <td>200</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>45</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綾部IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞鶴東IC</td> <td>160</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>暫定基準</td> </tr> <tr> <td>大飯高浜IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜西IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小浜IC</td> <td>210</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>120</td> <td>40</td> <td>80</td> <td></td> </tr> </table>	舞鶴若狭道 福知山	神戸	吉川JCT	210	160	45	160	-	-	110		福知山	三田西IC	200	130	45	150	130	45	80		綾部IC	210	120	40	160	120	40	80		舞鶴東IC	160	90	30	110	90	30	60	暫定基準	大飯高浜IC	210	120	40	160	120	40	80		小浜西IC	210	120	40	160	120	40	80		小浜IC	210	120	40	160	120	40	80		弊社防災要領の内容を反映するため	NEXCO西日本関西支社
舞鶴若狭道 福知山	神戸	吉川JCT	210	160	45	160		-	-	110																																																																																																																																			
	福知山	三田西IC	200	130	45	150		130	45	80																																																																																																																																			
		綾部IC	210	120	40	160		120	40	80																																																																																																																																			
		舞鶴東IC	160	90	30	110		90	30	60	暫定基準																																																																																																																																		
		大飯高浜IC	210	120	40	160		120	40	80																																																																																																																																			
		小浜西IC	210	120	40	160		120	40	80																																																																																																																																			
		小浜IC	210	120	40	160	120	40	80																																																																																																																																				
舞鶴若狭道 福知山	神戸	吉川JCT	210	160	45	160	-	-	110																																																																																																																																				
	福知山	三田西IC	200	130	45	150	130	45	80																																																																																																																																				
		綾部IC	210	120	40	160	120	40	80																																																																																																																																				
		舞鶴東IC	160	90	30	110	90	30	60	暫定基準																																																																																																																																			
		大飯高浜IC	210	120	40	160	120	40	80																																																																																																																																				
		小浜西IC	210	120	40	160	120	40	80																																																																																																																																				
		小浜IC	210	120	40	160	120	40	80																																																																																																																																				
風水害	263	3	3	3	1	別表1 通行止め等基準値 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">播磨道 姫路</td> <td rowspan="4">姫路</td> <td>播磨JCT</td> <td>220</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨新宮IC</td> <td>220</td> <td>170</td> <td>30</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>100</td> <td>一部新規供用あり</td> </tr> <tr> <td>播磨新宮IC</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>新規供用</td> </tr> <tr> <td>宍粟JCT</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>新規供用</td> </tr> </table>	播磨道 姫路	姫路	播磨JCT	220	140	30	170	140	30	100		播磨新宮IC	220	170	30	170	140	30	100	一部新規供用あり	播磨新宮IC	170	140	30	-	-	-	100	新規供用	宍粟JCT	170	140	30	-	-	-	100	新規供用	別表1 通行止め等基準値 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">播磨道 姫路</td> <td rowspan="4">姫路</td> <td>播磨JCT</td> <td>220</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨新宮IC</td> <td>220</td> <td>170</td> <td>30</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>100</td> <td>一部新規供用あり</td> </tr> <tr> <td>播磨新宮IC</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>新規供用</td> </tr> <tr> <td>宍粟JCT</td> <td>170</td> <td>140</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>新規供用</td> </tr> </table>	播磨道 姫路	姫路	播磨JCT	220	140	30	170	140	30	100		播磨新宮IC	220	170	30	170	140	30	100	一部新規供用あり	播磨新宮IC	170	140	30	-	-	-	100	新規供用	宍粟JCT	170	140	30	-	-	-	100	新規供用																																																										
播磨道 姫路	姫路	播磨JCT	220	140	30	170			140	30	100																																																																																																																																		
		播磨新宮IC	220	170	30	170			140	30	100	一部新規供用あり																																																																																																																																	
		播磨新宮IC	170	140	30	-			-	-	100	新規供用																																																																																																																																	
		宍粟JCT	170	140	30	-	-	-	100	新規供用																																																																																																																																			
播磨道 姫路	姫路	播磨JCT	220	140	30	170	140	30	100																																																																																																																																				
		播磨新宮IC	220	170	30	170	140	30	100	一部新規供用あり																																																																																																																																			
		播磨新宮IC	170	140	30	-	-	-	100	新規供用																																																																																																																																			
		宍粟JCT	170	140	30	-	-	-	100	新規供用																																																																																																																																			

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関																																																																																																																
風水害	264	3	3	3	1	⑤阪神高速道路株式会社が管理する有料道路 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区 間</th> <th>警 戒</th> <th>区間・区間</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒</td> <td rowspan="2">海岸線</td> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大形</td> <td rowspan="2">北神中線</td> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大形</td> <td rowspan="2">北神中線</td> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	区 間	警 戒	区間・区間	種 類	備 考	警戒	海岸線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供		風速 10m/sec以上	警戒との協議	進入制限（1ブースとする）		その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供			警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供			警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供			警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			⑤阪神高速道路株式会社が管理する有料道路 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区 間</th> <th>警 戒</th> <th>区間・区間</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒</td> <td rowspan="2">海岸線</td> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大形</td> <td rowspan="2">北神中線</td> <td>風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">風速 10m/sec以上</td> <td>近隣の強化</td> <td>通行定数の積算提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒との協議</td> <td>進入制限（1ブースとする）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	区 間	警 戒	区間・区間	種 類	備 考	警戒	海岸線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供		風速 10m/sec以上	警戒との協議	進入制限（1ブースとする）		その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供			警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供			警戒との協議	進入制限（1ブースとする）			阪神高速道路株式会社防災業務要領風水害編の改訂内容を反映するため（別添資料P12参照）	阪神高速道路株式会社
種類	区 間	警 戒	区間・区間	種 類	備 考																																																																																																																				
警戒	海岸線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																					
		風速 10m/sec以上	警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																					
その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																						
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																					
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																						
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																					
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																						
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
種類	区 間	警 戒	区間・区間	種 類	備 考																																																																																																																				
警戒	海岸線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																					
		風速 10m/sec以上	警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																					
その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																						
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
大形	北神中線	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																					
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
その他	風速 10m/sec以上	近隣の強化	通行定数の積算提供																																																																																																																						
		警戒との協議	進入制限（1ブースとする）																																																																																																																						
風水害	376	3	4	1	2 鉄道輸送確保対策 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部は、「近畿統括本部雪害対策標準（福知山エリア編）」に基づき、毎年度雪害対策計画を決定し、これに基づき除雪及び凍結防止を実施し、人員の輸送の確保を図ることとする。	2 鉄道輸送確保対策 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部は、「近畿統括本部雪害対策標準」に基づき、毎年度雪害対策計画を決定し、これに基づき除雪及び凍結防止を実施し、人員の輸送の確保を図ることとする。		JR西日本兵庫支社																																																																																																																	
海上大規模風水害	12	1		2																																																																																																																					
地震	6	1		2	<u>西日本電信電話(株)（兵庫支店）</u> <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	<u>NTT西日本(株)（兵庫支店）</u> <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
風水害	163	2	7	1	<u>西日本電信電話(株)</u>	<u>NTT西日本(株)</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
風水害	176	3	2	1	<u>西日本電信電話</u>	<u>NTT西日本</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
地震	210	3	2	1																																																																																																																					
風水害	145	2	5	4	<u>西日本電信電話(株)</u> <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>	<u>NTT西日本(株)</u> <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
地震	175	2	4	7																																																																																																																					
風水害	155	2	5	4	<u>西日本電信電話(株)</u>	<u>NTT西日本(株)</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
地震	185	2	4	7																																																																																																																					
風水害	163	2	7	1	<u>西日本電信電話(株)</u>	<u>NTT西日本(株)</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	
地震	192	2	5	1	<u>西日本電信電話(株)</u>	<u>NTT西日本(株)</u>	会社名変更のため	NTT西日本																																																																																																																	

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関																																																																						
風水地震	176	3	2	1		西日本電信電話	NTT西日本	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
	210	3	2	1						地震	225	3	2	3	1	西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本	風水地震	202	3	2	3	4	西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本	236	3	2	3	2	風水地震	206	3	2	3	4	西日本電信電話株式会社	NTT西日本株式会社	会社名変更のため	NTT西日本	240	3	2	3	2	風水地震	353	3	3	17	3	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	NTT西日本(株)、 (株)NTTドコモ関西支社、 NTTドコモビジネス株式会社	会社名変更のため	NTT西日本	389	3	3	17	3	地震	407	3	3	21		西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本	地震	192	2	5	1
地震	225	3	2	3	1	西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
風水地震	202	3	2	3	4	西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
	236	3	2	3	2																																																																										
風水地震	206	3	2	3	4	西日本電信電話株式会社	NTT西日本株式会社	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
	240	3	2	3	2																																																																										
風水地震	353	3	3	17	3	西日本電信電話(株)、 (株)NTTドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	NTT西日本(株)、 (株)NTTドコモ関西支社、 NTTドコモビジネス株式会社	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
	389	3	3	17	3																																																																										
地震	407	3	3	21		西日本電信電話(株)	NTT西日本(株)	会社名変更のため	NTT西日本																																																																						
地震	192	2	5	1		1 県内の地震動の観測施設 (略) (4) 事業者が行う観測 鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。 県内の設置数 JR西日本阪急電鉄 1 2 山陽電気鉄道 3 神戸電鉄 3 4 関西電力・関西電力送配電 1 1 大阪ガス・大阪ガスネットワーク 約3, 300 (全供給エリア内) 阪神電気鉄道 2	1 県内の地震動の観測施設 (略) (4) 事業者が行う観測 鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。 県内の設置数 JR西日本阪急電鉄 1 2 山陽電気鉄道 3 神戸電鉄 3 4 大阪ガス・大阪ガスネットワーク 約3, 300 (全供給エリア内) 阪神電気鉄道 2	現状では地震発生時における安全確保を目的とした地震計の設置はなし。 (公的機関の公表値を使用している。)	関西電力送配電 (株)																																																																						

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	254	3	3	2	3	<p>第2 内容</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑦ <u>私的医療機関による救護班</u></p> <p>県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>(略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑦ <u>医師会救護班</u></p> <p>県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請することとする。</p> <p><u>ア JMATは医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員1名の計5名をもって1班を編成することとする。</u></p> <p><u>イJMATは10班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>(略)</p> <p>災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、状況により、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p>	<p>公共指定機関に指定された本会としてJMAT（日本医師会災害医療チーム）の具体的な活動内容を明示するため。</p>	兵庫県医師会
地震	293	3	3	2	3	<p>災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、状況により、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 救護班の活動</p> <p>(略)</p> <p>災害拠点病院、日本赤十字社、<u>JMAT</u>については、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、状況により、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p>		
風水害	255	3	3	2	3	<p>第2 内容</p> <p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>(1) 医療マンパワーの活動の調整</p> <p>被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域保健医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。</p>	<p>第2 内容</p> <p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>(1) 医療マンパワーの活動の調整</p> <p>被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域保健医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。<u>またその派遣については兵庫県医師会にも協力を要請する。</u></p>	<p>公共指定機関に指定された本会としてJMAT（日本医師会災害医療チーム）の具体的な活動内容を明示するため。</p>	兵庫県医師会
地震	294	3	3	2	3				

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
大規模	15	1		3	2	主要な鉄道路線の延べ運転本数等 神戸電鉄 有馬線 鈴蘭台駅 1日当たりの運転本数 <u>(R2.6) 372本</u> 1日平均乗降客数 <u>(H29) 19,357人</u>	主要な鉄道路線の延べ運転本数等 神戸電鉄 有馬線 鈴蘭台駅 1日当たりの運転本数 <u>(R7.3) 344本</u> 1日平均乗降客数 <u>(R6) 17,601人</u>	時点修正	神戸電鉄鉄道事業本部
地震	192	2	5	1		第1節 地震観測体制の整備 〔実施機関：神戸地方気象台、県危機管理部、県土木部、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)〕	第1節 地震観測体制の整備 〔実施機関：神戸地方気象台、県危機管理部、県土木部、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、 <u>神戸電鉄(株)</u> 、 <u>関西電力(株)</u> 、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)〕	(4) 事業者が行う観測 鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。 県内の設置数 JR西日本12 山陽電気鉄道3 関西電力・関西電力送配電 11 阪急電鉄 3 <u>神戸電鉄 4</u> 大阪ガス・大阪ガスネットワーク 約3, 300（全供給エリア内） 阪神電気鉄道 2	神戸電鉄鉄道事業本部
地震	374	3	3	16	1	7 神戸電鉄(株)の応急対策 (1) 災害対策本部の設置 緊急事態が発生した場合又はそのおそれのある場合は、状況を判断して現地対策本部を <u>設置</u> 、及び <u>必要に応じて</u> 本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。	7 神戸電鉄(株)の応急対策 (1) 災害対策本部の設置 緊急事態が発生した場合又はそのおそれのある場合は、状況を判断して現地 <u>(または本部)</u> 対策本部及び本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。	当社制定「緊急事態対策規程・防災体制要綱」の改定に伴い、文言を修正	神戸電鉄鉄道事業本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	374	3	3	16	1	<p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア <u>地震警報表示器が震度4を記録したとき（地震1号指令発令）</u></p> <p>(7) <u>直ちに、全列車に運転停止を指示することとする。</u></p> <p>(i) <u>震動が無くなったと認めるときは、全列車の運転速度規制（毎時25km/h以下）に基づく運転再開を指示することとする。</u></p> <p>(ii) <u>施設の点検後、安全を確認の上、運転規制を解除することとする。</u></p> <p>イ <u>地震警報表示器が震度5弱以上を記録したとき（地震2号指令発令）</u></p> <p>(7) <u>直ちに、全列車に運転停止を指示することとする。</u></p> <p>(i) <u>施設点検結果を総合判断の上、地震2号指令を解除し、運転再開を決定することとする。ただし、特定の箇所運転速度を規制する必要があるときは、当該箇所の運転速度を規制した上で解除することとする。</u></p>	<p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p><u>緊急地震速報により震度4以上と予測される場合、または自社設置の地震計において震度4以上を観測した場合は、列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示することとする。</u></p> <p>ア <u>震度4を観測した場合</u></p> <p>(7) <u>震動が無くなったと認めるときは、全列車の運転速度を25km/h以下に規制し運転を再開する。</u></p> <p>(i) <u>徐行運転により運行に支障がないことを確認した区間から順次、運転速度の規制を解除する。</u></p> <p>イ <u>震度5弱以上を観測した場合</u></p> <p>(7) <u>施設点検を実施し、その結果を総合的に判断し運転を再開する。なお、特定の箇所運転速度の規制が必要な場合は、その箇所の運転速度を指示する。</u></p>	<p>当社制定「緊急事態対策規程・防災体制要綱」の改定に伴い、文言を修正</p>	<p>神戸電鉄鉄道事業本部</p>

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
地震	374	3	3	16	1	<p>② 乗客の待避・救護対策</p> <p>ア 駅における待避誘導</p> <p>(7) 駅長は、係員を指揮して乗客を安全な場所に誘導することとする。</p> <p><u>(4) 乗客を安全な場所に誘導した後、災害に関する情報等を乗客に伝達することとする。</u></p> <p>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、<u>駅長が指示し、列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として旅客は降車させないこととする。ただし、火災その他やむを得ず旅客に降車させる場合は、次により実施することとする。</u></p> <p><u>(7) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客の降車を実施することとする。</u></p> <p><u>(4) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全な降車を実施することとする。</u></p> <p><u>(4) 隣接路線に立ち入ることの危険性について、放送等により周知徹底し、併発事故を防止することとする。</u></p> <p>ウ 事故発生時の救護活動</p> <p><u>地震の発生と共に旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。</u></p> <p><u>(7) 放送により状況を案内することとする。</u></p> <p><u>(4) 負傷者、要配慮者を優先救護することとする。</u></p> <p><u>(4) 出火防止に努めることとする。</u></p>	<p>② 乗客の待避・救護対策</p> <p>ア 駅における待避誘導</p> <p>(7) 駅長は、<u>避難が必要と認められる場合は、</u>係員を指揮して乗客を安全な場所に誘導することとする。</p> <p>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、<u>運転指令者が指示により乗客を安全な場所に誘導することとする。ただし、やむを得ず乗客を降車させる場合は、放送装置を活用してお客様へ案内を行うとともに状況に応じて現場に居合わせた社員やお客様に対して避難誘導への協力を要請し誘導することとする。</u></p> <p>ウ 事故発生時の救護活動</p> <p><u>緊急事態対策規程に基づき、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰および収容病院とその連絡先の調査ならびに事故関係者との連絡、対応に関する事項を処理することとする。</u></p>	当社制定「緊急事態対策規程・防災体制要綱」の改定に伴い、文言を修正	神戸電鉄鉄道事業本部
風水害	342	3	3	16	7	<p>神戸電鉄(株)の応急対策</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>緊急事態が発生した場合またはそのおそれのある場合は、状況を判断して現地対策本部を<u>設置するとともに、必要に応じて</u>本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。</p>	<p>神戸電鉄(株)の応急対策</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>緊急事態が発生した場合又はそのおそれのある場合は、状況を判断して現地対策本部<u>及び</u>本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。</p>	当社制定「緊急事態対策規程・防災体制要綱」の改定に伴い、文言を修正	神戸電鉄鉄道事業本部

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	343	3	3	16		<p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>② 乗客の避難誘導等</p> <p>ア 駅における避難誘導</p> <p>・ 駅長は、係員を指揮して旅客を安全な場所に誘導することとする。</p> <p><u>・ 旅客を安全な場所に誘導した後、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。</u></p> <p>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、<u>駅長が指示し、列車が駅間の途中で停車した場合は、原則として旅客は降車させないこととする。ただし、火災その他やむを得ず旅客を降車させる場合は、次により実施することとする。</u></p> <p><u>・ 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客の降車を実施することとする。</u></p> <p><u>・ 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全な降車を実施することとする。</u></p> <p><u>・ 隣接路線に立ち入ることは危険であることを放送等により徹底し、併発事故を防止することとする。</u></p> <p>ウ 事故発生時の救護活動</p> <p><u>災害の発生とともに、旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。</u></p> <p><u>・ 放送により状況を案内することとする。</u></p> <p><u>・ 負傷者、老幼等要配慮者を優先救護することとする。</u></p> <p><u>・ 営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止することとする。</u></p> <p><u>・ 被害の防止により救護所を開設することとする。</u></p>	<p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>② 乗客の避難誘導等</p> <p>ア 駅における避難誘導</p> <p>・ 駅長は、<u>避難が必要と認められる場合は、</u>係員を指揮して旅客を安全な場所に誘導することとする。</p> <p>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、<u>運転指令者が指示により乗客を安全な場所に誘導することとする。ただし、やむを得ず乗客を降車させる場合は、放送装置を活用してお客様へ案内を行うとともに状況に応じて現場に居合わせた社員やお客様に対して避難誘導への協力を要請し誘導することとする。</u></p> <p>ウ 事故発生時の救護活動</p> <p><u>緊急事態対策規程に基づき、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰および収容病院とその連絡先の調査ならびに事故関係者との連絡、対応に関する事項を処理することとする。</u></p>	当社制定「緊急事態対策規程・防災体制要綱」の改定に伴い、文言を修正	神戸電鉄鉄道事業本部
大規模	7	1		2		<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
	17	1		3	2	<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
地震	163	2	4	6	4	<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
	375	3	3	16	1	<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
風水害	10	1		2		<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道

	頁	編	章	節	款	県計画（現行）	県計画（修正案）	修正根拠	意見提出機関
風水害	133	2	5	3	2	<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
風水害	339	3	3	16		<u>六甲山観光（株）</u>	<u>神戸六甲鉄道（株）</u>	社名変更により	神戸六甲鉄道
風水害	143	2	5	4	2	地域防災事業所組織図（令和6年6月末日現在）	地域防災事業所組織図（令和7年7月末日現在） 数字を現在のものへ修正	添付資料「地域防災事業所組織図（令和7年7月末日現在）.PDF」をご確認ください。	兵庫県LPガス協会
地震	175	2	4	7	2				
風水害	267	3	3	3	1	⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。） ア 通行規制の実施基準] （略） 別表 ※ 別添資料のとおり	⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。） ア 通行規制の実施基準] （略） 別表 ※ 別添資料のとおり	令和7年4月1日付「兵庫県道路公社防災対策要領」の改正を反映するため	兵庫県道路公社

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第1章 総則 第1節 推進計画の趣旨 1 (略) 2(1)～(4) (略) (5) 県は、令和5年度までの年次別計画として南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災社会像を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1節 推進計画の趣旨 1 (略) 2(1)～(4) (略) (5) 県は、年次別計画として、<u>南海トラフ地震の被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析に基づき、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災社会像を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。</u></p> <p><u>3 重点施策に関する事項</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震では被害を完全に防ぐことは難しく、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるが、費やせる時間と内容に限りがある。直接死者数と災害関連死者数を減らすため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底すると同時に、津波の遅延や浸水被害の軽減、建物の耐震化促進などのハード対策を着実に推進する。これらソフト・ハード対策両面から被害を最小限に抑える「減災」を基本方針し、おおむね10年間で完遂するべき取組を減災アクションとして、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムに具体的に定め推進する。</u></p> <p><u>(2) 阪神・淡路大震災の教訓である、いのちの大切さを全ての県民が共有するとともに、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取り組みを推進する。過去の災害の経験や教訓をもとに、地域において様々な主体が防災・減災の知恵や方法を育む「災害文化」を定着させ、絶え間なく発展させる。</u></p> <p><u>(3) 次に起こる南海トラフ地震が、仮に最大クラスとなった場合にはその被害は県内広域に及ぶとともに、その影響は全国に及ぶ。県内の被害状況に加え県外の被害状況を把握し、被害の態様に応</u></p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2節～第5節（略）</p>	<p><u>じた的確な意思決定と迅速な対策の実施が可能となるよう、事前に必要な行動をシナリオ化し、共有する。また、変化する状況に対しても臨機応変に対応できるよう、日頃から実戦的な訓練を繰り返し行い、災害対応力を高める。</u></p> <p>第2節～第5節（略）</p>	

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
第2章 災害対策本部の設置等 第1節～第2節（略）	第2章 災害対策本部の設置等 第1節～第2節（略）	

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3章 地震発生時の応急対策等 第1節 地震発生時の応急対策 第1 趣旨（略） 第2 内容 1～2（略） 3 救助・救急活動・医療活動・消火活動 救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p> <p>4 物資調達 (1)～(2)（略） （新設）</p> <p>(3) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあわせ調整を実施することとする。</p>	<p>第3章 地震発生時の応急対策等 第1節 地震発生時の応急対策 第1 趣旨（略） 第2 内容 1～2（略） 3 救助・救急活動・医療活動・消火活動 救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。</p> <p><u>県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図ることとする。</u></p> <p>また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p> <p>4 物資調達 (1)～(2)（略） <u>(3) 県、市町は、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄することとする。</u> (4) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあわせ調整を実施することとする。</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記 番号の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(4) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。</p> <p>(5) 県は、(3)(4)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行うこととする。</p> <p>(6) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2節 資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>物資等の調達</u>手配</p> <p>県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保状況を把握し、<u>市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の払出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとることとする。</u></p>	<p>(5) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。</p> <p>(6) 県は、(4)(5)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、<u>当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置をとるとともに、</u>国に対して調達、供給の要請を行うこととする。</p> <p>(7) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2節 資機材、人員等の配備手配</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>資機材、人員等の配備</u>手配</p> <p>県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保状況<u>及び人員の配備状況</u>を把握する。<u>また、被災時における物資等の調達手配及び配備、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。さらに、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めることとする。</u></p> <p><u>県、市町は、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮するほか、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたり関係機関相互の</u></p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(新設)</p> <p><u>2 人員の配備</u> <u>県は、管内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。</u></p> <p><u>3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置</u> <u>(1) 県、市町その他の防災関係機関は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。</u> <u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関が定めることとする。</u></p> <p><u>4 市町推進計画で定めるべき事項</u> (1) 物資等の調達手配 (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 (3) その他必要な事項</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請 第1 趣旨 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 自衛隊の災害派遣要請 (1) 知事は、必要があるときは、<u>自衛隊</u>災害派遣を要請することとする。 その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」 第4節「防災関係機関等との連携促進」第1款「自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強化体制についてあらかじめ十分調整することとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3 市町推進計画で定めるべき事項</u> (1) 物資等の調達手配 (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置 (3) その他必要な事項</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請 第1 趣旨 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 自衛隊の災害派遣要請 (1) 知事は、必要があるときは、<u>防衛大臣等に自衛隊</u>の災害派遣を要請することとする。 その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第1款「自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。</p> <p><u>(2) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠</u></p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>項番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>4～5（略）</p> <p>6 消防、警察の広域応援</p> <p><u>県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>その他</u>、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。</p> <p>7（略）</p>	<p><u>点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。</u></p> <p>4～5（略）</p> <p>6 消防、警察の広域応援</p> <p>緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。</p> <p>7（略）</p>	<p>防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、削除</p>

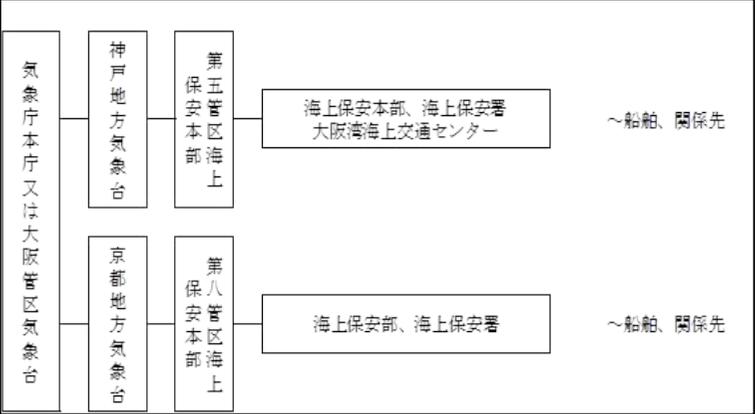
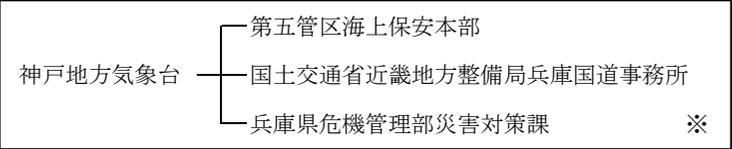
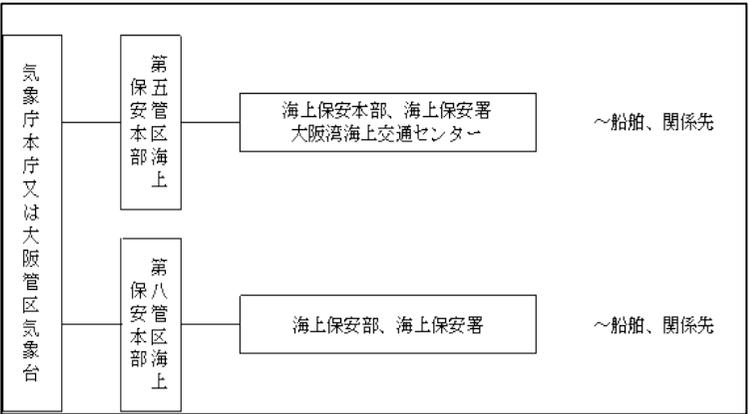
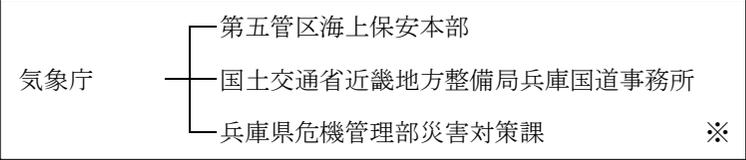
南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 施設整備等の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>県、市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、同報無線等の整備を行うこととする。</u></p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>県は、平成27年度に策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>目標</u></p> <p><u>津波対策は令和5年までに完了させることをめざし、このうち、緊急かつ重要な事業を位置づけ平成30年度までに計画的・重点的に実施する。</u></p> <p>(3) <u>重点整備地区</u></p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、津波対策を10年間で完了する。</p> <p>(重点整備地区)</p>	<p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 施設整備等の方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>県は、平成27年度に策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進し、令和5年度までに概ね完了した。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>重点整備地区</u></p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、津波対策を概ね完了した。</p> <p>(重点整備地区)</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、削除</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、削除</p> <p>時点の修正</p> <p>文言の削除</p> <p>時点の修正 番号の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>[兵庫県警察本部（津波警報のみ）]</p> <p>兵庫県警察本部 警備部災害対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市消防局 尼崎南警察署 尼崎東警察署 甲子園警察署 西宮警察署 芦屋警察署 東灘警察署 灘警察署 葺合警察署 生田警察署 兵庫警察署 長田警察署 須磨警察署 垂水警察署 神戸水上警察署 明石警察署 加古川警察署 高砂警察署 姫路警察署 飾磨警察署 網干警察署 たつの警察署 相生警察署 赤穂警察署 淡路警察署 洲本警察署 南あわじ警察署 豊岡警察署 美方警察署 <p>兵庫県神戸内沿岸</p> <p>淡路島南部</p> <p>兵庫県北部</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台</p> <p>警察庁</p> <p>兵庫県警察本部 地域部通信指令課</p>	<p>[兵庫県警察本部（津波警報のみ）]</p> <p>兵庫県警察本部 警備部災害対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市消防局 尼崎南警察署 尼崎東警察署 甲子園警察署 西宮警察署 芦屋警察署 東灘警察署 灘警察署 葺合警察署 生田警察署 兵庫警察署 長田警察署 須磨警察署 垂水警察署 神戸水上警察署 明石警察署 加古川警察署 高砂警察署 姫路警察署 飾磨警察署 網干警察署 たつの警察署 相生警察署 赤穂警察署 淡路警察署 洲本警察署 南あわじ警察署 豊岡警察署 美方警察署 <p>兵庫県神戸内沿岸</p> <p>淡路島南部</p> <p>兵庫県北部</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台</p> <p>警察庁</p> <p>兵庫県警察本部 地域部通信指令課</p>	<p>図の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>[海上保安本部]</p>  <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、<u>神戸地方気象台を経由して</u>、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達 県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。</p> <p>(1) 災害情報の伝達</p>	<p>[海上保安本部]</p>  <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表 気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 居住者等への情報伝達 県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。 <u>また、居住者等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、居住者等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮することとする。</u></p> <p>(1) 災害情報の伝達</p>	<p>図の修正</p> <p>図の修正</p> <p>国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>県、市町は、関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。</p> <p>① 地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む） ② 津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ 避難指示に関する情報 ④ 避難所に関する情報 ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報</p> <p>(2) 情報伝達の手段 ①～②（略）</p> <p>③ア 市町は、防災行政無線、インターネット、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p>③イ（略） ④～⑤（略） 5（略） 6 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 防災関係機関相互の情報の伝達</p>	<p>県、市町は、関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。</p> <p><u>また、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮することとする。</u></p> <p>① 地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む） ② 津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）</p> <p>③ <u>交通、ライフラインに関する情報</u> ④ 避難指示に関する情報 ⑤ 避難所に関する情報 ⑥ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報</p> <p>(2) 情報伝達の手段 ①～②（略）</p> <p>③ア 市町は、防災行政無線、インターネット、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。</p> <p><u>また、必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮することとする。</u></p> <p>③イ（略） ④～⑤（略） 5（略） 6 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 防災関係機関相互の情報の伝達</p>	<p>防災対策推進基本計画に基づき、修正番号の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(2) 居住者、観光客等への情報の伝達</p> <p>(3) 船舶に対する伝達</p> <p>(4) 管轄区域内の被害状況の<u>迅速・確実な把握</u> (新設)</p> <p><u>(5) その他必要な事項</u></p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 迅速な避難のための備え</p> <p>(1) 津波避難計画の作成</p> <p>市町は、<u>避難対象地域について</u>、次の事項を定めた津波避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>① 津波からの緊急避難場所</u>（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）</p> <p><u>② 避難路、避難経路</u>の設定</p> <p><u>③ 津波情報の収集、伝達</u></p> <p><u>④ 避難指示の伝達手段・方法</u> (新設)</p> <p><u>⑤ 避難に関する注意事項</u>（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）</p> <p><u>⑥ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等</u></p> <p>(2) 緊急避難場所の指定</p> <p>市町は、津波発生時における緊急避難場所について、その地域</p>	<p>(2) 居住者、観光客等への情報の伝達</p> <p>(3) 船舶に対する伝達</p> <p>(4) 管轄区域内の被害状況の<u>情報収集体制</u></p> <p><u>(5) 防災行政無線の整備等</u></p> <p><u>(6) その他必要な事項</u></p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 迅速な避難のための備え</p> <p>(1) 津波避難計画の作成</p> <p><u>推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ</u>、次の事項を定めた津波避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。</p> <p><u>① 津波による浸水想定区域の設定</u></p> <p><u>② 避難対象地域の指定</u></p> <p><u>③ 津波からの緊急避難場所</u>（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）</p> <p><u>④ 避難場所、避難路等の指定・設定</u></p> <p><u>⑤ 津波情報の収集、伝達の方法</u></p> <p><u>⑥ 避難指示の具体的な発令基準</u></p> <p><u>⑦ 避難訓練の内容</u></p> <p><u>⑧ 避難に関する注意事項</u>（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）</p> <p><u>⑨ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等</u></p> <p>(2) 緊急避難場所の指定</p> <p>市町は、津波発生時における緊急避難場所について、その地域の</p>	<p>画に基づき、修正号番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正号番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととする。指定においては、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第11節「避難対策の充実」の定めるところによる。</p> <p>緊急避難場所については、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市町等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。</p> <p>なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所等を見直していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難の方法 避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。</p> <p>(5) 住民の対応 避難対象地域内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 観光地等の利用者への対応 ①市町は、観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利</p>	<p>浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととする。指定においては、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第11節「避難対策の充実」の定めるところによる。</p> <p>緊急避難場所については、<u>レベル2の津波にも対応できるよう</u>、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市町等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくことと<u>のほか、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組むこととする。</u></p> <p>なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所等を見直していくこととする。</p> <p><u>さらに、市町等は原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示することとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難の方法 <u>居住者等は</u>、避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。</p> <p>(5) 住民の対応 避難対象地域内の居住者等は、<u>「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、市町が示す津波浸水ハザードマップを踏まえた避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を</u>平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 観光地等の利用者への対応 ①市町は、観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利用</p>	<p>画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記 文言の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。</p> <p>②（略）</p> <p>(8) 日本語が不慣れな外国人への対応 県、市町は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導することとする。</p> <p>(9)～(10)（略）</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) 避難指示の発令基準</p> <p>①強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 避難所等の維持・運営</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく<u>き、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。</u></p> <p>②（略）</p> <p>(8) 日本語が不慣れな外国人への対応 県、市町は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導することとし、<u>支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。</u></p> <p>(9)～(10)（略）</p> <p>5 避難指示の発令</p> <p>(1) 避難指示の発令基準</p> <p>①強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。 <u>その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することとする。</u></p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 避難所等の運営・安全確保</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>文言の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(3) 市町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。</p>	<p>(3) 市町は、避難所を開設した場合は、<u>速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い</u>、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。</p>	<p>画に基づき、修正 国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、追記</p>
<p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p>	
<p>(6) <u>災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。</u>時間経過とともに、避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市町災害対策本部と連携して行う。</p>	<p>(6) 時間経過とともに、<u>家庭動物との同行避難など</u>避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市町災害対策本部と連携して行う。</p>	<p>国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、修正</p>
<p>(7)～(8) (略)</p>	<p>(7)～(8) (略)</p>	
<p>(9) 市町は、避難所において、要配慮者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。</p>	<p>(9) 市町は、避難所において、要配慮者や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>に対して十分な<u>避難生活環境や安全へ</u>の配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。<u>また、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めることとする。</u></p>	<p>国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、追記</p>
<p>(10)～(12) (略)</p>	<p>(10)～(12) (略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(13) 市町は、避難時の熱中症対策・低体温対策として、飲用水の備蓄、空調設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮し、災害関連死防止に必要な対策について留意することとする。</u></p>	<p>国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、追記</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(14) 市町は、孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮することとする。</u></p>	<p>国の南海トラフ地震 防災対策推進基本計 画に基づき、追記</p>
<p>8～10 (略)</p>	<p>8～10 (略)</p>	
<p>第5節 消防機関等の活動</p>	<p>第5節 消防機関等の活動</p>	<p>国の南海トラフ地震</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する <u>指導</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 県の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 消防団の充実強化</p> <p>県、市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練・研修への支援、消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施、女性消防団員の加入促進の支援、消防団協力事業所表示制度・機能別消防団員制度等への市町への普及啓発等の支援を行う。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する <u>支援</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u></p> <p>2 県の措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うこと</u></p> <p><u>(4) 孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動について、考慮すること</u></p> <p><u>(5) 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うこと</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 消防団の充実強化</p> <p>県、市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。</p> <p>県は、広域的な観点から、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練・研修への支援、消防団員に対する必要な資格の取得など実践的かつ効果的な教育訓練の実施、女性及び若者等消防団員の加入促進の支援、<u>車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化</u>、消防団協力事業所表示制度・機能別消防団員制度等への市町への普及啓発等の支援を行う。</p> <p>6 (略)</p>	<p>防災対策推進基本計画に基づき、修正番号の追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第1 趣旨 津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水道 水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定めることとする。</p> <p>2 電気 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施することとする。<u>また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じることとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 通信 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する<u>こととする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>第6節 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第1 趣旨 津波災害に関わる<u>上下</u>水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>上下</u>水道 水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定めることとする。</p> <p>2 電気 <u>(1) 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置を実施することとする。</u></p> <p><u>(2) 県、市町は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有することとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 通信 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する<u>とともに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認後の普及に努めることとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第7節 交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路</p> <p>県公安委員会、道路管理者は、津波の<u>来襲</u>により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じ、交通規制の内容を<u>広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、周知措置を講じることとする。</u></p> <p>2 海上</p> <p>(1) 海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> 海上保安本部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、走行路線に津波の<u>発生</u>により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。</p>	<p>第7節 交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路</p> <p>県公安委員会、道路管理者は、津波の<u>襲来</u>により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を<u>事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保することとする。</u></p> <p>2 海上</p> <p>(1) 海上保安本部は、<u>海域監視体制の強化のほか</u>、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとるものとすることとする。</u></p> <p><u>(7)</u> 海上保安本部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。</p> <p><u>3 航空</u></p> <p><u>空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、安全確保対策をとることとする。</u></p> <p><u>4</u> 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、走行路線に津波の<u>襲来</u>により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記番号の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>項番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p><u>4</u> 乗客等の避難誘導等 鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。</p> <p><u>5</u> 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 道路の対策 (2) 海上の対策</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> 鉄道の対策 <u>(4)</u> 乗客等の避難誘導等 <u>(5)</u> その他必要な事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 第1 (略) 第2 内容 1 不特定多数の者が利用する施設 県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。</p> <p>なお、津波<u>来襲</u>に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項 ① 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達 <留意事項> (ア) <u>来</u>場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を<u>検討すること</u></p>	<p><u>5</u> 乗客等の避難誘導等 鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。</p> <p><u>6</u> 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 道路の対策 (2) 海上の対策</p> <p><u>(3)</u> <u>航空の対策</u> <u>(4)</u> 鉄道の対策 <u>(5)</u> 乗客等の避難誘導等 <u>(6)</u> その他必要な事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 第1 (略) 第2 内容 1 不特定多数の者が利用する施設 県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。</p> <p>なお、津波<u>襲来</u>に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項 ① 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達 <留意事項> (ア) <u>入</u>場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ず</u></p>	<p>項番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記 項番・号番の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(イ) 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること</p> <p>なお、<u>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>② 応急対策を実施する組織の確立</p> <p>③ 入場者等の<u>安全確保のための退避等の措置</u></p> <p>④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>⑤ 出火防止措置</p> <p>⑥ 水、食料等の備蓄</p> <p>⑦ 消防用設備の点検、整備</p> <p>⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>⑨ 防災訓練及び教育、広報</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 病院、療養所、診療所等</p> <p>重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>④ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等</p> <p>次の措置を講じることとする。</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、<u>避難の安全に関する措置</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑤ 社会福祉施設</p>	<p><u>ること</u></p> <p>(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分</u>検討すること</p> <p>なお、<u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>② 応急対策を実施する組織の確立</p> <p>③ 入場者等の<u>避難のための措置</u></p> <p>④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>⑤ 出火防止措置</p> <p>⑥ 水、食料等の備蓄</p> <p>⑦ 消防用設備の点検、整備</p> <p>⑧ 非常用発電装置<u>や蓄電池等</u>の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>⑨ 防災訓練及び教育、広報</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 病院、療養所、診療所等</p> <p>重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>④ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等</p> <p>次の措置を講じることとする。</p> <p>(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、<u>避難誘導のための必要な措置</u></p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>⑤ 社会福祉施設</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 県は、県有施設が市町推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力することとする。</p> <p><u>(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力することとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 工事中の建築物等に対する措置</p> <p>県、市町等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとする。<u>この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断することとし、</u>特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u> 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p>	<p>重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置を講じることとする。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。<u>なお、県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力することとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 県は、県有施設が市町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、<u>1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとることとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 工事中の建築物等に対する<u>安全確保上実施すべき措置</u></p> <p>県、市町等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて<u>工事の中断の措置を講ずるなど</u>安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとし、<u>特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</u></p> <p><u>5 地震発生時の緊急点検及び巡視</u></p> <p><u>施設管理者は、地震発生時には津波来襲に備え、緊急点検及び巡視を実施する。ただし、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</u></p> <p><u>6</u> 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記 項番の修正 項番の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
(3) 工事中の建築物等に対する措置 (4) その他必要な事項	(3) 工事中の建築物等に対する措置 (4) その他必要な事項	

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u></p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設<u>の整備</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>県は、<u>今後5年間の</u>主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>に関する事項</u></p> <p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設<u>に関する事項</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の実施内容</p> <p>県は、主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>文言の削除</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災訓練<u>計画</u></p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施</p> <p>(1) <u>県、市町その他の防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施することとする。</u></p> <p>(2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施することとする。</p> <p><u>(3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。</u></p> <p><u>(4) 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行うこととする。</u></p> <p>① <u>動員</u>訓練及び本部運営訓練</p> <p>② 津波警報等の情報収集、伝達訓練</p> <p>③ 防潮扉等閉鎖訓練</p> <p>④ 警備及び交通規制訓練</p> <p>⑤ 要配慮者、滞留旅客等の避難誘導訓練</p> <p><u>(5) 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行うこととする。</u></p> <p><u>(6) 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。</u></p> <p>① 要員参集訓練及び本部運営訓練</p>	<p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災訓練<u>に関する事項</u></p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施</p> <p>(1) <u>県は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施することとする。</u></p> <p>(2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施することとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行うこととする。</u></p> <p>① <u>要員参集</u>訓練及び本部運営訓練</p> <p>② 津波警報等の情報収集、伝達訓練</p> <p>③ 防潮扉等閉鎖訓練</p> <p>④ 警備及び交通規制訓練</p> <p>⑤ 要配慮者、滞留旅客等の避難誘導訓練</p> <p><u>(4) 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うこととする。</u></p> <p><u>(5) 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。</u></p> <p>① 要員参集訓練及び本部運営訓練</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、削除</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正</p> <p>番号の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>② 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練</p> <p>③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練</p> <p>④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練</p> <p><u>(7)</u> 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、自主防災組織等の訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努めることとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民等に対する教育及び広報</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県は、市町と協力して、<u>地震に係る防災住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うこととする。</u></p> <p>(4) 県、市町の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。</p>	<p>② 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練</p> <p>③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練</p> <p>④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練</p> <p><u>(6)</u> 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、自主防災組織等の訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努めることとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民等に対する教育及び広報</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県は、<u>市町等</u>と協力して、<u>ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町等に対し必要な助言を行うこととする。</u></p> <p>(4) 県、市町の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。</p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正番号の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、追記</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(新設)</p> <p>② 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>④ 正確な情報入手の方法</p> <p>⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>⑥ 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</p> <p>⑧ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底</p> <p>⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の家庭内対策の内容</p> <p>⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>(5) 県、市町は、<u>教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(6) 県、市町等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。</p>	<p>① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>② <u>南海トラフ地震臨時情報に関する知識</u></p> <p>③ 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>⑤ 正確な情報入手の方法</p> <p>⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>⑦ 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>⑨ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底</p> <p>⑩ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の家庭内対策の内容</p> <p>⑪ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>(5) 県、市町は、<u>実践的な教育・広報のために、印刷物、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。</u></p> <p>(6) <u>県、市町は、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した教育を行うこととする。</u></p> <p>(7) 県、市町等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。</p>	<p>号番の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正号番の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>る。</p> <p>(7) 県、市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。</p> <p>(8) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。</p> <p>(9) 市町は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県、市町職員に対する教育</p> <p>県、市町は、<u>災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うこととする。</u> 防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むもの<u>こと</u>とする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>(4) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p>(7) 家庭内での地震防災対策の内容</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>(8) 県、市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意することとする。</p> <p>(9) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。</p> <p>(10) 市町は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 県、市町職員等に対する教育</p> <p>県、市町は、<u>職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うこととする。</u> 防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震臨時情報に関する知識</u></p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</p> <p>(5) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p>(8) 家庭内での地震防災対策の内容</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、修正番号の修正</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施することとする。</p> <p>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① 防災組織の設置</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、<u>必要に応じて</u>兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置することとする。</p>	<p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施することとする。</p> <p>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」<u>第3章「地震発生時の応急対策等」第1節「地震発生時の応急対策」</u>及び第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、<u>兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づき地震災害対策連絡会議の開催時に準じた災害連絡体制を確保し</u>、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① 防災組織の設置</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置することとする。</p>	<p>情報の収集についての根拠事項の追記</p> <p>兵庫県南海トラフ地震臨時情報対応マニュアルに基づき追記</p> <p>文言の削除</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2章「災害対策本部の設置等」第1節「災害対策本部等の設置」の項を参照)</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 消防機関等の活動 (新設)</p> <p>④ 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>⑤ 交通対策</p> <p>⑥ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① 対策会議の開催</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、<u>必要に応じて</u>兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議を開催することとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2章「災害対策本部の設置等」第1節「災害対策本部等の設置」の項を参照)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>県、市町のとるべき措置</u> <u>県、市町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、地域住民等に対し、後発地震に対しての警戒、津波警報等発表時の速やかな避難について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</u></p> <p>④ 消防機関等の活動</p> <p>⑤ <u>県警察本部の活動</u> <u>県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>正確な情報の収集及び伝達</u></p> <p>(イ) <u>不法事案等の予防及び取締り</u></p> <p>(ウ) <u>地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p>⑥ <u>上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</u></p> <p>⑦ 交通対策</p> <p>⑧ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① 対策会議の開催</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議を開催することとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</u></p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画、南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(改訂)に基づき、追記 番号の追記</p>

南海トラフ地震防災対策推進計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>3 (略) (参考) 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応 (略)</p>	<p><u>県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照)</u></p> <p>3 (略) (参考) 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応 (略)</p>	<p>国の南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(改訂)に基づき、追記</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第2 第1 指定地方行政機関</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿管区警察局</td> <td></td> <td>高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td></td> <td>通信手段の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td></td> <td>応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援</td> <td>食の安全性に関する広報</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保</td> <td>1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供</td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td></td> <td>災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td></td> <td>1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)</td> <td>観光に関する風評被害対策</td> </tr> <tr> <td>神戸運輸監理部</td> <td></td> <td>緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)</td> <td></td> <td>1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿管区警察局		高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督		近畿総合通信局		通信手段の確保		近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供	近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保		近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策	神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整		第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿管区警察局</td> <td></td> <td>高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td></td> <td>通信手段の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td></td> <td>応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援</td> <td>食の安全性に関する広報</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保</td> <td>1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供</td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td></td> <td>災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td></td> <td>1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)</td> <td>観光に関する風評被害対策</td> </tr> <tr> <td>神戸運輸監理部</td> <td></td> <td>緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)</td> <td></td> <td>1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿管区警察局		高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督		近畿総合通信局		通信手段の確保		近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供	近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保		近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策	神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整		第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																							
近畿管区警察局		高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督																																																																								
近畿総合通信局		通信手段の確保																																																																								
近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報																																																																							
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供																																																																							
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保																																																																								
近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策																																																																							
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整																																																																								
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																																																																							
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																							
近畿管区警察局		高速度道路における広域的な交通規制の指揮監督																																																																								
近畿総合通信局		通信手段の確保																																																																								
近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報																																																																							
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供																																																																							
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保																																																																								
近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルート確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策																																																																							
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整																																																																								
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護措置の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助 6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																																																																							

原子力等防災計画

現 行				修 正 案				修正理由
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達		大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達		行政評価局兵庫行政評価事務所が R7 年度より指定地方行政機関となったことに伴い、追記
近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整		近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整		
				江舞野行政庁舎 仙居町行政庁舎 仙居支庁舎		1 観測所への応急対応情報の伝達 2 緊急時モニタリング情報の伝達 3 指定行政機関との連携		部隊名の記載適正化
第 2 自衛隊				第 2 自衛隊				
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	
海上自衛隊第 3 師団 (第 3 特科連隊)		1 緊急時モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助		海上自衛隊第 3 師団 (第 3 特科連隊)		1 緊急時モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助		
海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		4 人員・物資の緊急輸送 5 緊急時のスクリーニング及び除染		海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		4 人員・物資の緊急輸送 5 緊急時のスクリーニング及び除染		
第 3、第 4 (略)				第 3、第 4 (略)				

原子力等防災計画

現 行				修 正 案				修正理由
第5 指定公共機関				第5 指定公共機関				
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	西日本旅客鉄道(株)、NTT西日本(株)からの修正意見
独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護		独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護		
日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分		日本赤十字社(兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会(神戸放送局)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	日本放送協会(神戸放送局)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路(株)(関西支社)		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	西日本高速道路(株)(関西支社)		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
阪神高速道路(株)(管理本部神戸管理・保全部)		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	阪神高速道路(株)(管理本部神戸管理・保全部)		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
本州四国連絡高速道路(株)(神戸管理センター(鳴門管理センター))		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	本州四国連絡高速道路(株)(神戸管理センター(鳴門管理センター))		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道(株) (大阪支社、兵庫支社、福知山管理部)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本旅客鉄道(株)(兵庫支社)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話(株)(兵庫支店) (株)NTT [㈱] 関西支社 NTTコミュニケーションズ(株)		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	NTT西日本(株)(兵庫支店) (株)NTT [㈱] 関西支社 NTTドコモビジネズ株式会社		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運(株)		対象原子力災害発生時における緊急陸上輸送		日本通運(株)		対象原子力災害発生時における緊急陸上輸送		
関西電力(株) 関西電力送配電(株)		1 電力供給施設の応急対策の実施 2 関西電力が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供	被災電力供給施設の復旧	関西電力(株) 関西電力送配電(株)		1 電力供給施設の応急対策の実施 2 関西電力が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供	被災電力供給施設の復旧	
KDDI(株) (関西総支社)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	KDDI(株) (関西総支社)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域 (略)</p> <p>※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和<u>6</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和<u>6</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和<u>6</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和<u>6</u>年<u>8</u>月現在） (略) <p>(2) (略)</p>	<p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。</p> <p>表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域 (略)</p> <p>※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（令和<u>7</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況（令和<u>7</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置（令和<u>7</u>年<u>8</u>月現在） (略) ○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設（令和<u>7</u>年<u>8</u>月現在） (略) <p>(2) (略)</p>	<p>時点修正 (各表の内容に変更なし)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																								
<p>2 (略)</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設</p> <p>原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は8施設となっている(原子力規制庁、R6.7.1現在)。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>(略)</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>325事業所が所在している(原子力規制庁、R6.3.31現在)。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="275 804 853 860"> <tr> <td>医療機関^①</td> <td>研究機関^②</td> <td>教育機関^③</td> <td>民間機関^④</td> <td>その他機関^⑤</td> <td>合 計^⑥</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>221</td> <td>36</td> <td>325</td> </tr> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1" data-bbox="275 919 913 1217"> <thead> <tr> <th>市町名^①</th> <th>事業所数^②</th> <th>市町名^③</th> <th>事業所数^④</th> <th>市町名^⑤</th> <th>事業所数^⑥</th> <th>市町名^⑦</th> <th>事業所数^⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>95</td><td>たつの市</td><td>3</td><td>養父市</td><td>2</td><td>神河町</td><td>0</td></tr> <tr><td>姫路市</td><td>37</td><td>赤穂市</td><td>4</td><td>丹波市</td><td>4</td><td>市川町</td><td>0</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>23</td><td>西脇市</td><td>3</td><td>南あわじ市</td><td>1</td><td>福崎町</td><td>1</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>12</td><td>宝塚市</td><td>10</td><td>朝来市</td><td>3</td><td>太子町</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>21</td><td>三木市</td><td>0</td><td>淡路市</td><td>0</td><td>上郡町</td><td>5</td></tr> <tr><td>洲本市</td><td>3</td><td>高砂市</td><td>13</td><td>宍粟市</td><td>1</td><td>佐用町</td><td>2</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>川西市</td><td>4</td><td>加東市</td><td>3</td><td>音美町</td><td>0</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>19</td><td>小野市</td><td>4</td><td>猪名川町</td><td>0</td><td>新温泉町</td><td>1</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>3</td><td>三田市</td><td>3</td><td>多可町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>豊岡市</td><td>8</td><td>加西市</td><td>6</td><td>稲美町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>17</td><td>丹波篠山市</td><td>1</td><td>播磨町</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>52施設が所在している((公社)日本アイソトープ協会、R5年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p>	医療機関 ^①	研究機関 ^②	教育機関 ^③	民間機関 ^④	その他機関 ^⑤	合 計 ^⑥	43	8	12	221	36	325	市町名 ^①	事業所数 ^②	市町名 ^③	事業所数 ^④	市町名 ^⑤	事業所数 ^⑥	市町名 ^⑦	事業所数 ^⑧	神戸市	95	たつの市	3	養父市	2	神河町	0	姫路市	37	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0	尼崎市	23	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1	明石市	12	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0	西宮市	21	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5	洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2	芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	音美町	0	伊丹市	19	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	8	加西市	6	稲美町	0			加古川市	17	丹波篠山市	1	播磨町	7			<p>2 (略)</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設</p> <p>原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は8施設となっている(原子力規制庁、R7.6.1現在)。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p>(略)</p> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>322事業所が所在している(原子力規制庁、R7.3.31現在)。</p> <p>【使用事業所の機関別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="1104 804 1738 860"> <tr> <td>医療機関^①</td> <td>研究機関^②</td> <td>教育機関^③</td> <td>民間機関^④</td> <td>その他機関^⑤</td> <td>合 計^⑥</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>220</td> <td>34</td> <td>322</td> </tr> </table> <p>【市町別事業所数】</p> <table border="1" data-bbox="1104 919 1738 1217"> <thead> <tr> <th>市町名^①</th> <th>事業所数^②</th> <th>市町名^③</th> <th>事業所数^④</th> <th>市町名^⑤</th> <th>事業所数^⑥</th> <th>市町名^⑦</th> <th>事業所数^⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>92</td><td>たつの市</td><td>3</td><td>養父市</td><td>2</td><td>神河町</td><td>0</td></tr> <tr><td>姫路市</td><td>35</td><td>赤穂市</td><td>4</td><td>丹波市</td><td>4</td><td>市川町</td><td>1</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>27</td><td>西脇市</td><td>3</td><td>南あわじ市</td><td>1</td><td>福崎町</td><td>1</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>13</td><td>宝塚市</td><td>11</td><td>朝来市</td><td>3</td><td>太子町</td><td>0</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>22</td><td>三木市</td><td>0</td><td>淡路市</td><td>0</td><td>上郡町</td><td>5</td></tr> <tr><td>洲本市</td><td>3</td><td>高砂市</td><td>15</td><td>宍粟市</td><td>1</td><td>佐用町</td><td>2</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>川西市</td><td>4</td><td>加東市</td><td>1</td><td>音美町</td><td>0</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>20</td><td>小野市</td><td>2</td><td>猪名川町</td><td>0</td><td>新温泉町</td><td>0</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>3</td><td>三田市</td><td>3</td><td>多可町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>豊岡市</td><td>9</td><td>加西市</td><td>6</td><td>稲美町</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>15</td><td>丹波篠山市</td><td>3</td><td>播磨町</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ 放射性医薬品使用施設</p> <p>52施設が所在している((公社)日本アイソトープ協会、R6年度。②の施設と重複あり。)</p> <p>(2) 過去の災害事例</p>	医療機関 ^①	研究機関 ^②	教育機関 ^③	民間機関 ^④	その他機関 ^⑤	合 計 ^⑥	50	7	11	220	34	322	市町名 ^①	事業所数 ^②	市町名 ^③	事業所数 ^④	市町名 ^⑤	事業所数 ^⑥	市町名 ^⑦	事業所数 ^⑧	神戸市	92	たつの市	3	養父市	2	神河町	0	姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	1	尼崎市	27	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1	明石市	13	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0	西宮市	22	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5	洲本市	3	高砂市	15	宍粟市	1	佐用町	2	芦屋市	0	川西市	4	加東市	1	音美町	0	伊丹市	20	小野市	2	猪名川町	0	新温泉町	0	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	9	加西市	6	稲美町	0			加古川市	15	丹波篠山市	3	播磨町	7			<p>時点修正 (参考資料3)</p> <p>時点修正 (参考資料4-1、4-2、4-3)</p> <p>時点修正 (参考資料4-1、4-2、4-3)</p> <p>時点修正 (参考資料5)</p>
医療機関 ^①	研究機関 ^②	教育機関 ^③	民間機関 ^④	その他機関 ^⑤	合 計 ^⑥																																																																																																																																																																																																																					
43	8	12	221	36	325																																																																																																																																																																																																																					
市町名 ^①	事業所数 ^②	市町名 ^③	事業所数 ^④	市町名 ^⑤	事業所数 ^⑥	市町名 ^⑦	事業所数 ^⑧																																																																																																																																																																																																																			
神戸市	95	たつの市	3	養父市	2	神河町	0																																																																																																																																																																																																																			
姫路市	37	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0																																																																																																																																																																																																																			
尼崎市	23	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																			
明石市	12	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																			
西宮市	21	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5																																																																																																																																																																																																																			
洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2																																																																																																																																																																																																																			
芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	音美町	0																																																																																																																																																																																																																			
伊丹市	19	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1																																																																																																																																																																																																																			
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																					
豊岡市	8	加西市	6	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																					
加古川市	17	丹波篠山市	1	播磨町	7																																																																																																																																																																																																																					
医療機関 ^①	研究機関 ^②	教育機関 ^③	民間機関 ^④	その他機関 ^⑤	合 計 ^⑥																																																																																																																																																																																																																					
50	7	11	220	34	322																																																																																																																																																																																																																					
市町名 ^①	事業所数 ^②	市町名 ^③	事業所数 ^④	市町名 ^⑤	事業所数 ^⑥	市町名 ^⑦	事業所数 ^⑧																																																																																																																																																																																																																			
神戸市	92	たつの市	3	養父市	2	神河町	0																																																																																																																																																																																																																			
姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	1																																																																																																																																																																																																																			
尼崎市	27	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																			
明石市	13	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																			
西宮市	22	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5																																																																																																																																																																																																																			
洲本市	3	高砂市	15	宍粟市	1	佐用町	2																																																																																																																																																																																																																			
芦屋市	0	川西市	4	加東市	1	音美町	0																																																																																																																																																																																																																			
伊丹市	20	小野市	2	猪名川町	0	新温泉町	0																																																																																																																																																																																																																			
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																					
豊岡市	9	加西市	6	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																					
加古川市	15	丹波篠山市	3	播磨町	7																																																																																																																																																																																																																					

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																												
<p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型別^①</th> <th colspan="11">年度^②</th> <th>合計^③</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H25^④</th> <th>H26^④</th> <th>H27^④</th> <th>H28^④</th> <th>H29^④</th> <th>H30^④</th> <th>R1^④</th> <th>R2^④</th> <th>R3^④</th> <th>R4^④</th> <th>R5^④</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取^⑤</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>4^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>20^⑥</td> </tr> <tr> <td>被ばく^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>4^⑥</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい^⑦</td> <td>4^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>17^⑥</td> </tr> <tr> <td>その他^⑧</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> </tr> <tr> <td>計^⑨</td> <td>4^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>4^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>7^⑥</td> <td>5^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>5^⑥</td> <td>6^⑥</td> <td>42^⑥</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	型別 ^①	年度 ^②											合計 ^③		H25 ^④	H26 ^④	H27 ^④	H28 ^④	H29 ^④	H30 ^④	R1 ^④	R2 ^④	R3 ^④	R4 ^④	R5 ^④		紛失・誤廃棄・盗取 ^⑤	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	20 ^⑥	被ばく ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥	汚染・漏えい ^⑦	4 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	17 ^⑥	その他 ^⑧	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	計 ^⑨	4 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥	2 ^⑥	7 ^⑥	5 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	5 ^⑥	6 ^⑥	42 ^⑥	<p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p>【最近の事故の発生状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型別^①</th> <th colspan="11">年度^②</th> <th>合計^③</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H25^④</th> <th>H26^④</th> <th>H27^④</th> <th>H28^④</th> <th>H29^④</th> <th>H30^④</th> <th>R1^④</th> <th>R2^④</th> <th>R3^④</th> <th>R4^④</th> <th>R5^④</th> <th>R6^④</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取^⑤</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>4^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>20^⑥</td> </tr> <tr> <td>被ばく^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>4^⑥</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい^⑦</td> <td>4^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>17^⑥</td> </tr> <tr> <td>その他^⑧</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>0^⑥</td> <td>1^⑥</td> </tr> <tr> <td>計^⑨</td> <td>4^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>4^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>7^⑥</td> <td>5^⑥</td> <td>3^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>5^⑥</td> <td>8^⑥</td> <td>2^⑥</td> <td>42^⑥</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	型別 ^①	年度 ^②											合計 ^③		H25 ^④	H26 ^④	H27 ^④	H28 ^④	H29 ^④	H30 ^④	R1 ^④	R2 ^④	R3 ^④	R4 ^④	R5 ^④	R6 ^④		紛失・誤廃棄・盗取 ^⑤	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	20 ^⑥	被ばく ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥	汚染・漏えい ^⑦	4 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	17 ^⑥	その他 ^⑧	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	計 ^⑨	4 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥	2 ^⑥	7 ^⑥	5 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	5 ^⑥	8 ^⑥	2 ^⑥	42 ^⑥	<p>時点修正 (参考資料6)</p>																							
型別 ^①	年度 ^②											合計 ^③																																																																																																																																																																																		
	H25 ^④	H26 ^④	H27 ^④	H28 ^④	H29 ^④	H30 ^④	R1 ^④	R2 ^④	R3 ^④	R4 ^④	R5 ^④																																																																																																																																																																																			
紛失・誤廃棄・盗取 ^⑤	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	20 ^⑥																																																																																																																																																																																		
被ばく ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥																																																																																																																																																																																		
汚染・漏えい ^⑦	4 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	17 ^⑥																																																																																																																																																																																		
その他 ^⑧	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥																																																																																																																																																																																		
計 ^⑨	4 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥	2 ^⑥	7 ^⑥	5 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	5 ^⑥	6 ^⑥	42 ^⑥																																																																																																																																																																																		
型別 ^①	年度 ^②											合計 ^③																																																																																																																																																																																		
	H25 ^④	H26 ^④	H27 ^④	H28 ^④	H29 ^④	H30 ^④	R1 ^④	R2 ^④	R3 ^④	R4 ^④	R5 ^④	R6 ^④																																																																																																																																																																																		
紛失・誤廃棄・盗取 ^⑤	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	4 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	20 ^⑥																																																																																																																																																																																	
被ばく ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥																																																																																																																																																																																	
汚染・漏えい ^⑦	4 ^⑥	1 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	3 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	3 ^⑥	17 ^⑥																																																																																																																																																																																	
その他 ^⑧	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	0 ^⑥	1 ^⑥																																																																																																																																																																																	
計 ^⑨	4 ^⑥	2 ^⑥	2 ^⑥	4 ^⑥	2 ^⑥	7 ^⑥	5 ^⑥	3 ^⑥	2 ^⑥	5 ^⑥	8 ^⑥	2 ^⑥	42 ^⑥																																																																																																																																																																																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>(略)</p> <p>② 兵庫県には原子力災害対策重点区域が存在せず、関西全体で見ても原子力災害対策の人材・防災資機材は福井県に偏在している状況にあることから、人材及び防災資機材の確保等については、国、指定公共機関、原子力事業者等との連携による対応を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>6 災害時の協定を通じた連携</p> <table border="1" data-bbox="203 895 651 1066"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年9月～</td> <td>関西広域連合</td> <td>コンビニ、外食事業者等</td> <td>帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供</td> </tr> <tr> <td>平成25年2月25日</td> <td>関西広域連合</td> <td>アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン</td> <td>救援物資の提供及び調達</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月5日</td> <td>関西広域連合 近畿2府7県</td> <td>ヘリコプター事業者 (6社)</td> <td>災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月27日</td> <td>関西広域連合</td> <td>近畿旅客船協会 神戸旅客船協会</td> <td>災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月29日</td> <td>関西広域連合</td> <td>阪神・淡路まちづくり支援機構</td> <td>災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="203 1082 651 1437"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年8月29日</td> <td>関西広域連合</td> <td>関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会</td> <td>危機発生時においてゴルフ場施設における支援</td> </tr> <tr> <td>平成27年5月17日</td> <td>関西広域連合</td> <td>フタバアジア国際協会335複合地区</td> <td>ボランティアに対する支援</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月17日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会</td> <td>原子力災害時の放射線技師の派遣</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月17日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会</td> <td>大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等</td> </tr> <tr> <td>平成27年12月2日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県バス協会</td> <td>広域避難時のバス等の提供</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月28日</td> <td>関西広域連合</td> <td>日本青年会議所近畿地区協議会</td> <td>物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月19日</td> <td>関西広域連合 近畿2府6県 4政令市</td> <td>トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)</td> <td>基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月26日</td> <td>関西広域連合 近畿2府6県 4政令市</td> <td>近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)</td> <td>道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月24日</td> <td>関西広域連合</td> <td>近畿地区連合獣医師会</td> <td>災害時における愛玩動物への救援活動等</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供	平成25年2月25日	関西広域連合	アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン	救援物資の提供及び調達	平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者 (6社)	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送	平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用	平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援	平成27年5月17日	関西広域連合	フタバアジア国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援	平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣	平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等	平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供	平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等	令和2年3月19日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)	基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供	令和2年3月26日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力	令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救援活動等	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 県が行う対策</p> <p>(略)</p> <p>② 兵庫県には原子力災害対策重点区域が存在せず、関西全体で見ても原子力災害対策の人員・防災資機材は福井県に偏在している状況にあることから、人員及び防災資機材の確保等については、国、指定公共機関、原子力事業者等との連携による対応を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>6 災害時の協定を通じた連携</p> <table border="1" data-bbox="1003 895 1451 1066"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年9月～</td> <td>関西広域連合</td> <td>コンビニ、外食事業者等</td> <td>帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供</td> </tr> <tr> <td>平成25年2月25日</td> <td>関西広域連合</td> <td>アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン</td> <td>救援物資の提供及び調達</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月5日</td> <td>関西広域連合 近畿2府7県</td> <td>ヘリコプター事業者 (6社)</td> <td>災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月27日</td> <td>関西広域連合</td> <td>近畿旅客船協会 神戸旅客船協会</td> <td>災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月29日</td> <td>関西広域連合</td> <td>阪神・淡路まちづくり支援機構</td> <td>災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1003 1082 1451 1437"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年8月29日</td> <td>関西広域連合</td> <td>関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会</td> <td>危機発生時においてゴルフ場施設における支援</td> </tr> <tr> <td>平成27年5月17日</td> <td>関西広域連合</td> <td>フタバアジア国際協会335複合地区</td> <td>ボランティアに対する支援</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月17日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会</td> <td>原子力災害時の放射線技師の派遣</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月17日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会</td> <td>大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等</td> </tr> <tr> <td>平成27年12月2日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県バス協会</td> <td>広域避難時のバス等の提供</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月28日</td> <td>関西広域連合</td> <td>日本青年会議所近畿地区協議会</td> <td>物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月19日</td> <td>関西広域連合 近畿2府6県 4政令市</td> <td>トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)</td> <td>基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月26日</td> <td>関西広域連合 近畿2府6県 4政令市</td> <td>近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)</td> <td>道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月24日</td> <td>関西広域連合</td> <td>近畿地区連合獣医師会</td> <td>災害時における愛玩動物への救援活動等</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供	平成25年2月25日	関西広域連合	アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン	救援物資の提供及び調達	平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者 (6社)	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送	平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用	平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援	平成27年5月17日	関西広域連合	フタバアジア国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援	平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣	平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等	平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供	平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等	令和2年3月19日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)	基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供	令和2年3月26日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力	令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救援活動等	<p>国の防災基本計画修正 (R7.7月) の反映 (参考資料1)</p> <p>NTT 西日本(株)からの修正意見</p>
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																																																																																																																															
平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供																																																																																																																															
平成25年2月25日	関西広域連合	アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン	救援物資の提供及び調達																																																																																																																															
平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者 (6社)	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送																																																																																																																															
平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用																																																																																																																															
平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等																																																																																																																															
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																																																																																																																															
平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援																																																																																																																															
平成27年5月17日	関西広域連合	フタバアジア国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援																																																																																																																															
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣																																																																																																																															
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等																																																																																																																															
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供																																																																																																																															
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等																																																																																																																															
令和2年3月19日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)	基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供																																																																																																																															
令和2年3月26日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力																																																																																																																															
令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救援活動等																																																																																																																															
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																																																																																																																															
平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供																																																																																																																															
平成25年2月25日	関西広域連合	アークアール・イ・セゾル (P&G)・ジャパン	救援物資の提供及び調達																																																																																																																															
平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者 (6社)	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送																																																																																																																															
平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用																																																																																																																															
平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等																																																																																																																															
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																																																																																																																															
平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援																																																																																																																															
平成27年5月17日	関西広域連合	フタバアジア国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援																																																																																																																															
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣																																																																																																																															
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等																																																																																																																															
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供																																																																																																																															
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等																																																																																																																															
令和2年3月19日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	トヨタL&F近畿 (株)、トヨタL&F兵庫 (株)、トヨタL&F奈良 (株)、トヨタL&F和歌山 (株)、トヨタL&F岡山 (株)、トヨタL&F徳島 (株)	基幹的物資拠点を及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供																																																																																																																															
令和2年3月26日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	近日本電産(電機) (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力																																																																																																																															
令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救援活動等																																																																																																																															

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(略)</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警察・消防・医療機関</p> <p>県は、<u>平常時</u>から警察・消防・医療機関等と連携し、緊急時における情報が伝達できるための体制を構築することとする。</p> <p>(4) 市町</p> <p>市町は、県との連絡調整窓口を設置し、<u>平常時</u>から原子力防災に関する情報の交換に努めることとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 関係機関との通信手段</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣府県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努めることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警察・消防・医療機関</p> <p>県は、<u>平時</u>から警察・消防・医療機関等と連携し、緊急時における情報が伝達できるための体制を構築することとする。</p> <p>(4) 市町</p> <p>市町は、県との連絡調整窓口を設置し、<u>平時</u>から原子力防災に関する情報の交換に努めることとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 関係機関との通信手段</p> <p>県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣府県、市町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努めることとする。</p>	<p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p> <p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																
<table border="1"> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦</td> <td>総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦</td> </tr> <tr> <td>災害情報共有システム ㊦</td> <td>地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線等 ㊦</td> <td>マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦</td> </tr> <tr> <td>兵庫衛星通信ネットワーク ㊦</td> <td>地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦</td> </tr> <tr> <td>地上系防災行政無線 ㊦</td> <td>地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦</td> </tr> <tr> <td>通信事業者回線等 ㊦</td> <td>① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、第3特科団 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦</td> </tr> <tr> <td>フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦</td> <td>市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦</td> </tr> <tr> <td>市町とのテレビ会議システム ㊦</td> <td>フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦</td> </tr> </table>	緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦	総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦	災害情報共有システム ㊦	地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦	消防防災無線等 ㊦	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦	兵庫衛星通信ネットワーク ㊦	地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦	地上系防災行政無線 ㊦	地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦	通信事業者回線等 ㊦	① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、 第3特科団 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦	フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦	市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦	市町とのテレビ会議システム ㊦	フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦	<table border="1"> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦</td> <td>総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦</td> </tr> <tr> <td>災害情報共有システム ㊦</td> <td>地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦</td> </tr> <tr> <td>消防防災無線等 ㊦</td> <td>マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦</td> </tr> <tr> <td>兵庫衛星通信ネットワーク ㊦</td> <td>地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦</td> </tr> <tr> <td>地上系防災行政無線 ㊦</td> <td>地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦</td> </tr> <tr> <td>通信事業者回線等 ㊦</td> <td>① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、中部方面特科連隊 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦</td> </tr> <tr> <td>フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦</td> <td>市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦</td> </tr> <tr> <td>市町とのテレビ会議システム ㊦</td> <td>フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦</td> </tr> </table>	緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦	総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦	災害情報共有システム ㊦	地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦	消防防災無線等 ㊦	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦	兵庫衛星通信ネットワーク ㊦	地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦	地上系防災行政無線 ㊦	地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦	通信事業者回線等 ㊦	① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、 中部方面特科連隊 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦	フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦	市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦	市町とのテレビ会議システム ㊦	フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦	<p>原子力規制庁からの指摘 (部隊名の記載適正化)</p> <p>国の防災基本計画修正 (R7.7月) の反映 (参考資料1)</p>
緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦	総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦																																	
災害情報共有システム ㊦	地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦																																	
消防防災無線等 ㊦	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦																																	
兵庫衛星通信ネットワーク ㊦	地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦																																	
地上系防災行政無線 ㊦	地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦																																	
通信事業者回線等 ㊦	① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、 第3特科団 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦																																	
フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦	市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦																																	
市町とのテレビ会議システム ㊦	フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦																																	
緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) ㊦	総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。㊦																																	
災害情報共有システム ㊦	地方自治体などが発信する地域 (Local) の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。㊦																																	
消防防災無線等 ㊦	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。㊦ 県 (災害対策課・消防保安課) - 消防庁 (消防防災無線) ㊦ 県 (災害対策課) - 内閣府 (中央防災無線) ㊦ 県 (警察本部) - 警察庁 (警察無線) ㊦																																	
兵庫衛星通信ネットワーク ㊦	地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県内市町・消防本部等との通信を確認する。㊦																																	
地上系防災行政無線 ㊦	地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確認する。㊦ 県内全域をカバーする移動系無線 (車載型及び携帯型無線機) を運用する。㊦																																	
通信事業者回線等 ㊦	① 災害時優先電話 ㊦ 災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。㊦ ② 自衛隊とのホットライン ㊦ 陸上自衛隊第3師団 (伊丹)、 中部方面特科連隊 (姫路)、海上自衛隊阪神基地隊 (神戸市東灘区) との間に手回し発電式電話を設置する。㊦ ③ 警察電話 ㊦ 県内に設置されている警察電話 (災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等) を緊急時に活用する。㊦ ④ 非常通信 ㊦ 近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図る。㊦																																	
フェニックス防災システム (災害対応総合情報ネットワークシステム) ㊦	市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等と結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。㊦																																	
市町とのテレビ会議システム ㊦	フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。㊦																																	
<p>(略)</p> <p>第4節 災害広報体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県民等への広報体制の整備 (略)</p> <p>2 要配慮者等への情報伝達</p> <p>市町は、要配慮者 (高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者) 及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 災害広報体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県民等への広報体制の整備 (略)</p> <p>2 要配慮者等への情報伝達</p> <p>市町は、要配慮者 (高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者) 及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めることとする。</p>																																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(略)</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備 〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県環境部〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>(1) 平常時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護措置の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1) 機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 関係機関との協力体制の整備</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 モニタリング等体制の整備 〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県土木部〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 モニタリングによる監視の実施等</p> <p>(1) 平時のモニタリング</p> <p>県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。</p> <p>また、防護措置の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 体制の整備</p> <p>(1) 機器等の整備・維持</p> <p>県は、平時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 関係機関との協力体制の整備</p>	<p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p> <p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1） 国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p> <p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																																
<p>県は、国、原子力事業者、市町、消防本部、立地県等と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備することとする。</p> <p>県は、(公財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(公社)兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間と、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和6年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="199 1254 884 1382"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>89</td> <td>放射線測定器(空間線量計)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>634</td> <td>電離箱式</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>379</td> <td>GM計数管式</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(28)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和6年4月1日現在)</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	89	放射線測定器(空間線量計)	6	放射性ヨウ素対応吸収缶	634	電離箱式	27	ポケット線量計	379	GM計数管式	134	中性子線測定可能なもの	(28)	シンチレーション式	5			中性子線用	7	<p>県は、国、原子力事業者、市町、消防本部、立地県等と緊急時のモニタリングに関し、平時から緊密な連携を図り、協力体制を整備することとする。</p> <p>県は、(公財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(公社)兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間と、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和7年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="985 1249 1662 1377"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数量</th> <th>種 類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td>89</td> <td>放射線測定器(空間線量計)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td>647</td> <td>電離箱式</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>339</td> <td>GM計数管式</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td>(29)</td> <td>シンチレーション式</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和7年4月1日現在)</p>	種 類	数量	種 類	数量	放射線防護服	89	放射線測定器(空間線量計)	6	放射性ヨウ素対応吸収缶	647	電離箱式	25	ポケット線量計	339	GM計数管式	129	中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	5			中性子線用	7	<p>国の防災基本計画修正(R7.7月)の反映(参考資料1)</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正 (参考資料7)</p>
種 類	数量	種 類	数量																																															
放射線防護服	89	放射線測定器(空間線量計)	6																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	634	電離箱式	27																																															
ポケット線量計	379	GM計数管式	134																																															
中性子線測定可能なもの	(28)	シンチレーション式	5																																															
		中性子線用	7																																															
種 類	数量	種 類	数量																																															
放射線防護服	89	放射線測定器(空間線量計)	6																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	647	電離箱式	25																																															
ポケット線量計	339	GM計数管式	129																																															
中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	5																																															
		中性子線用	7																																															

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																
<p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和6年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="206 639 815 715"> <thead> <tr> <th>種 類^①</th> <th>数量^②</th> <th>種 類^①</th> <th>数量^②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服^③</td> <td>215</td> <td>表面汚染検査計^④</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器^⑤</td> <td>23</td> <td>GJM計数管式^⑥</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー^⑦</td> <td>34</td> <td>シンチレーション式^⑧</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和6年4月1日現在)</p> <p>県では保有していない。</p> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p> <p>表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和6年4月1日現在、単位：人)</p>	種 類 ^①	数量 ^②	種 類 ^①	数量 ^②	被除染者用簡易衣服 ^③	215	表面汚染検査計 ^④	4	除染剤散布器 ^⑤	23	GJM計数管式 ^⑥	100	除染シャワー ^⑦	34	シンチレーション式 ^⑧	3	<p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和7年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="999 635 1666 715"> <thead> <tr> <th>種 類^①</th> <th>数量^②</th> <th>種 類^①</th> <th>数量^②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被除染者用簡易衣服^③</td> <td>225</td> <td>表面汚染検査計^④</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>除染剤散布器^⑤</td> <td>31</td> <td>GJM計数管式^⑥</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>除染シャワー^⑦</td> <td>33</td> <td>シンチレーション式^⑧</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和7年4月1日現在)</p> <p>県では保有していない。</p> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p> <p>表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和7年4月1日現在、単位：人)</p>	種 類 ^①	数量 ^②	種 類 ^①	数量 ^②	被除染者用簡易衣服 ^③	225	表面汚染検査計 ^④	4	除染剤散布器 ^⑤	31	GJM計数管式 ^⑥	100	除染シャワー ^⑦	33	シンチレーション式 ^⑧	3	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正 (参考資料7)</p> <p>時点修正</p>
種 類 ^①	数量 ^②	種 類 ^①	数量 ^②																															
被除染者用簡易衣服 ^③	215	表面汚染検査計 ^④	4																															
除染剤散布器 ^⑤	23	GJM計数管式 ^⑥	100																															
除染シャワー ^⑦	34	シンチレーション式 ^⑧	3																															
種 類 ^①	数量 ^②	種 類 ^①	数量 ^②																															
被除染者用簡易衣服 ^③	225	表面汚染検査計 ^④	4																															
除染剤散布器 ^⑤	31	GJM計数管式 ^⑥	100																															
除染シャワー ^⑦	33	シンチレーション式 ^⑧	3																															

原子力等防災計画

現 行					修 正 案					修正理由
避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町	避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町	
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	27,847	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町	小浜市	27,446	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町	時点修正 時点修正 (参考資料8)	
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町		
	高浜町	9,626	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	高浜町	9,464	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町		
	おおい町	7,710	阪神北	伊丹市、川西市	おおい町	7,639	阪神北	伊丹市、川西市		
	若狭町	13,499	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	若狭町	13,104	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町		
			丹波	丹波篠山市、丹波市			丹波	丹波篠山市、丹波市		
小 計	58,682			小 計	57,653					
京都府 5市2町	福知山市	372	西播磨	上郡町	福知山市	361	西播磨	上郡町		
	舞鶴市	60,929	神戸市		舞鶴市	59,567	神戸市			
			阪神南	尼崎市、西宮市			阪神南	尼崎市、西宮市		
			淡路	淡路市			淡路	淡路市		
	綾部市	7,257	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町	綾部市	7,100	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町		
	宮津市	16,151	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	宮津市	15,791	東播磨	明石市、加古川市、高砂市		
	南丹市	3,143	淡路	洲本市、南あわじ市	南丹市	3,027	淡路	洲本市、南あわじ市		
	京丹波町	2,493	阪神南	芦屋市	京丹波町	2,404	阪神南	芦屋市		
	伊根町	1,316	東播磨	稲美町、播磨町	伊根町	1,292	東播磨	稲美町、播磨町		
小 計	91,661			小 計	89,632					
合 計	150,343			合 計	147,285					

(略)

(略)

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 普及啓発の実施</p> <p>災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び市町は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととする。</p> <p>また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること</p> <p>(2) 原子力災害とその特殊性に関すること</p> <p>(3) 県、市町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること</p> <p>(4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 普及啓発の実施</p> <p>災害時に的確な行動をとるためには、平時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び市町は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととする。</p> <p>また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること</p> <p>(2) 原子力災害とその特殊性に関すること</p> <p>(3) 県、市町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること</p> <p>(4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 1 (略) 2 対応方針 (1) 原子力施設における事故等への対応 ①～②【緊急時の防護措置】 (略) 【運用上の介入レベル（O I L）と防護措置の概要】 表～※1-9 (略)</p> <p>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（O I L 1）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（O I L 2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、<u>避難住民等</u>に対し、<u>防護措置</u>を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにならなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 1 (略) 2 対応方針 (1) 原子力施設における事故等への対応 ①～②【緊急時の防護措置】 (略) 【運用上の介入レベル（O I L）と防護措置の概要】 表～※1-9 (略)</p> <p>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（O I L 1）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（O I L 2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、<u>避難や一時移転を行う住民等</u>に対し、<u>除染</u>を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにならなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由																																				
<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="185 632 804 1283"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策（支援）本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局・県民センター</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき</td> <td>災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき</td> <td>1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター	設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき	<p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(2) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>①組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1050 632 1668 1283"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策（支援）本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局・県民センター</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき</td> <td>災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき</td> <td>1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター	設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき	
名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部																																				
設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																																				
本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長																																				
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター																																				
設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																																				
廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき																																				
名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部																																				
設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																																				
本部長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長																																				
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター																																				
設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき（支援本部） 2 国内の原子力施設における事故等により県域に防護措置が必要となったとき 3 国外の原子力施設における事故、あるいは核実験により、県域に防護措置が必要となったとき 4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき 5 放射性物質取扱事業所における事故等により、住民に防護措置が必要となったとき 6 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																																				
廃止基準	1 対策が終了したとき 2 県民への被害が生じるおそれが解消したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね終了したとき 2 当該地域において県民への被害が生じるおそれが解消したとき																																				

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	修正理由																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策（支援）本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務</td> <td>県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。</td> <td>当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。</td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。</td> <td>兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、<u>西日本電信電話(株)</u>、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。 </td> <td> 1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。	その他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、 <u>西日本電信電話(株)</u> 、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策（支援）本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務</td> <td>県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。</td> <td>当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。</td> </tr> <tr> <td>組織・運営</td> <td>災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。</td> <td>兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、<u>NTT西日本(株)</u>、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。 </td> <td> 1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部	業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。	その他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、 <u>NTT西日本(株)</u> 、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。	<p>NTT 西日本(株)からの修正意見</p>				
名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部																												
業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。																												
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。																												
その他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、 <u>西日本電信電話(株)</u> 、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。																												
名 称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部																												
業務	県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。																												
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長・県民センター長の決定するところによる。																												
その他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、 <u>NTT西日本(株)</u> 、日本赤十字社兵庫支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。																												
(略)	(略)																													
別図 第3 警戒本部組織図	別図 第3 警戒本部組織図																													
(略)	(略)																													
※その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準	※その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準^①</th> <th>該 当 者^②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき^③</td> <td>疾病対策課長^④</td> </tr> <tr> <td>水道水が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>生活衛生課長、企業庁水道課長^④</td> </tr> <tr> <td>食品が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>生活衛生課長^④</td> </tr> <tr> <td>農林水産物が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長^④</td> </tr> <tr> <td>工業用水が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>企業庁水道課長^④</td> </tr> <tr> <td>県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき^④</td> <td>道路保全課長、県警察本部災害対策課長^④</td> </tr> </tbody> </table>	基 準 ^①	該 当 者 ^②	健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき ^③	疾病対策課長 ^④	水道水が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長、企業庁水道課長 ^④	食品が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長 ^④	農林水産物が汚染されるおそれがあるとき ^④	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長 ^④	工業用水が汚染されるおそれがあるとき ^④	企業庁水道課長 ^④	県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき ^④	道路保全課長、県警察本部災害対策課長 ^④	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基 準^①</th> <th>該 当 者^②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき^③</td> <td>疾病対策課長^④</td> </tr> <tr> <td>水道水が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td><u>上下水道課長、上下水道調整官</u>、企業庁水道課長^④</td> </tr> <tr> <td>食品が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>生活衛生課長^④</td> </tr> <tr> <td>農林水産物が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長^④</td> </tr> <tr> <td>工業用水が汚染されるおそれがあるとき^④</td> <td>企業庁水道課長^④</td> </tr> <tr> <td>県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき^④</td> <td>道路保全課長、県警察本部災害対策課長^④</td> </tr> </tbody> </table>	基 準 ^①	該 当 者 ^②	健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき ^③	疾病対策課長 ^④	水道水が汚染されるおそれがあるとき ^④	<u>上下水道課長、上下水道調整官</u> 、企業庁水道課長 ^④	食品が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長 ^④	農林水産物が汚染されるおそれがあるとき ^④	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長 ^④	工業用水が汚染されるおそれがあるとき ^④	企業庁水道課長 ^④	県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき ^④	道路保全課長、県警察本部災害対策課長 ^④	<p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p>
基 準 ^①	該 当 者 ^②																													
健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき ^③	疾病対策課長 ^④																													
水道水が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長、企業庁水道課長 ^④																													
食品が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長 ^④																													
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき ^④	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長 ^④																													
工業用水が汚染されるおそれがあるとき ^④	企業庁水道課長 ^④																													
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき ^④	道路保全課長、県警察本部災害対策課長 ^④																													
基 準 ^①	該 当 者 ^②																													
健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき ^③	疾病対策課長 ^④																													
水道水が汚染されるおそれがあるとき ^④	<u>上下水道課長、上下水道調整官</u> 、企業庁水道課長 ^④																													
食品が汚染されるおそれがあるとき ^④	生活衛生課長 ^④																													
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき ^④	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長 ^④																													
工業用水が汚染されるおそれがあるとき ^④	企業庁水道課長 ^④																													
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき ^④	道路保全課長、県警察本部災害対策課長 ^④																													

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2節 動員の実施（略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p> <p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p>	<p>第2節 動員の実施（略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p> <p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p>	

原子力等防災計画

現 行			修 正 案			修正理由	
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統	部隊名の記載適正化	
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 事務局 第3特科隊[陸上] ← 事務局 阪神基地隊[海上] ← 事務局 ↓ 各主官課 ← 地方本部 ← 市町	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 事務局 中部方面特科連隊[陸上] ← 事務局 阪神基地隊[海上] ← 事務局 ↓ 各主官課 ← 地方本部 ← 市町		
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町			
	陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ← 事務局	陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ← 事務局			
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← 事務局	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ← 事務局			
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関空エアポート(株) ← 事務局 神戸空港管理事務所 ← 事務局 但馬空港ターミナル(株) ← 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 関空エアポート(株) ← 事務局 神戸空港管理事務所 ← 事務局 但馬空港ターミナル(株) ← 事務局			
	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ← 警察本部	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ← 警察本部			
	物資のあっせん	関係団体 ← 地域産業立地課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 緊急災害対策本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	物資のあっせん	関係団体 ← 地域産業立地課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 緊急災害対策本部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町			
	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	物資のあっせん (福祉関係機器)	関係団体 ← 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町			
	食料の調達・あっせん	農林水産省農産局長 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 協定業者 ← 流通戦略課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	食料の調達・あっせん	農林水産省農産局長 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 協定業者 ← 流通戦略課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町			
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← 事務局 ラジオ関西 ← 事務局 兵庫エフエム放送 ← 事務局 毎日放送 ← 事務局 朝日放送テレビ ← 事務局 朝日放送ラジオ ← 事務局 関西テレビ放送 ← 事務局 読売テレビ放送 ← 事務局 大阪放送(ラジオ大阪) ← 事務局 FM802 ← 事務局 (FM C0・C0・L0)	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← 事務局 ラジオ関西 ← 事務局 兵庫エフエム放送 ← 事務局 毎日放送 ← 事務局 朝日放送テレビ ← 事務局 朝日放送ラジオ ← 事務局 関西テレビ放送 ← 事務局 読売テレビ放送 ← 事務局 大阪放送(ラジオ大阪) ← 事務局 FM802 ← 事務局 (FM C0・C0・L0)			
緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町				

原子力等防災計画

現 行			修 正 案			修正理由
部	要請事項	支 援 要 請 系 統	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	
災害対策本部 事務局	報道要請		災害対策本部 事務局	報道要請		
	消防・救急応援			消防・救急応援		
	ヘリの出動			ヘリの出動		
保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣		保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣		
	医療関係者の派遣			医療関係者の派遣		
	患者受入医療機関の あっせん			患者受入医療機関の あっせん		

原子力等防災計画

現 行			修 正 案			修正理由
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統	
保健医療部	ヘリによる患者搬送		保健医療部	ヘリによる患者搬送		<p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p> <p>企業庁で所管していた危機管理業務および保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p> <p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p>
	船艇による患者搬送			船艇による患者搬送		
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)			ライフラインの優先復旧(医療機関関係)		
企業庁	飲料水の供給		土木部	飲料水の供給		
	給水車の派遣			給水車の派遣		
	水道復旧工事に関する人材派遣			水道復旧工事に関する人材派遣		
	医療用水の確保			医療用水の確保		
警察本部	警察官の協力要請		警察本部	警察官の協力要請		
	交通誘導の実施			交通誘導の実施		
	他府県警察官の派遣要請			他府県警察官の派遣要請		
	他府県警察ヘリの派遣要請			他府県警察ヘリの派遣要請		
	救助用建設資機材			救助用建設資機材		

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻湊の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。</p> <p>(1) 災害時優先電話</p> <p>県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。</p> <p>(2) ホットライン</p> <p>県(災害対策課)は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。ホットラインは、県(災害対策課)と陸上自衛隊第3師団(伊丹)、<u>第3特科隊</u>(姫路)、海上自衛隊阪神基地隊(東灘区)とを結んでいる。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(略)</p>	<p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻湊の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。</p> <p>(1) 災害時優先電話</p> <p>県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。</p> <p>(2) ホットライン</p> <p>県(災害対策課)は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。ホットラインは、県(災害対策課)と陸上自衛隊第3師団(伊丹)、<u>中部方面特科連隊</u>(姫路)、海上自衛隊阪神基地隊(東灘区)とを結んでいる。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(略)</p>	<p>部隊名の記載適正化</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>(6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請</p> <p>① 知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。</p> <p>また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の<u>巡視船艇</u>もしくは航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。</p> <p>ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を要請する期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <p>② 海上保安庁の支援活動の内容</p> <p>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ <u>巡視船</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援</p> <p>2 県公安委員会（略） 3 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制（略） (2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条） 消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保</p>	<p>(6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請</p> <p>① 知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。</p> <p>また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の<u>船艇</u>もしくは航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。</p> <p>ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を要請する期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項</p> <p>② 海上保安庁の支援活動の内容</p> <p>ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ <u>船舶</u>を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援</p> <p>2 県公安委員会（略） 3 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制（略） (2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条） 消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保</p>	<p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p> <p>国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>護のために相互に協力することとする。</p> <p>② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））</p> <p>ア 連絡調整責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防側：県防災監、神戸市消防局長 ・自衛隊側：<u>第3 特科隊長</u> <p>イ 情報交換内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の状況に係る情報 ・救援活動の態勢に係る情報 ・その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報 <p>（略）</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施（略）</p> <p>第2款 各種相談の実施</p> <p>〔実施機関：県総務部、県危機管理部、県保健医療部、市町〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>被災者又は関係者からの各種相談等に応ずるための相談活動について定める。</p> <p>第2 内容</p>	<p>護のために相互に協力することとする。</p> <p>② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））</p> <p>ア 連絡調整責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防側：県防災監、神戸市消防局長 ・自衛隊側：<u>中部方面特科連隊長</u> <p>イ 情報交換内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の状況に係る情報 ・救援活動の態勢に係る情報 ・その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報 <p>（略）</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施（略）</p> <p>第2款 各種相談の実施</p> <p>〔実施機関：<u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所</u>、県総務部、県危機管理部、県保健医療部、市町〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>被災者又は関係者からの各種相談等に応ずるための相談活動について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p><u>1 近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所の相談活動</u></p> <p><u>近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を行うこととする。</u></p>	<p>部隊名の記載適正化</p> <p>行政評価局兵庫行政評価事務所が R7 年度より指定地方行政機関となったことに伴い、追記</p> <p>行政評価局兵庫行政評価事務所が R7 年度より指定地方行政機関となったことに伴い、追記</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第2節 モニタリング活動の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県環境部、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>3 海上における環境放射線モニタリングへの支援</p> <p>第八管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、県からの要請があった場合は、<u>巡視船艇等</u>を出動させ、現地に動員された国、県、市町村等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>3 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>(略)</p> <p>【食品衛生法による放射性物質の基準値】</p> <p>表 (略)</p> <p>※ O I L 6 は緊急時の防護措置のための基準である一方、食品衛生法に基づく基準値は、生涯の被ばくを考慮するなど<u>平常時</u>も含めて評価された値である。</p>	<p>第2節 モニタリング活動の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県環境部、<u>県土木部</u>、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>3 海上における環境放射線モニタリングへの支援</p> <p>第八管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、県からの要請があった場合は、<u>船艇</u>を出動させ、現地に動員された国、県、市町村等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、<u>県土木部</u>、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>3 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>(略)</p> <p>【食品衛生法による放射性物質の基準値】</p> <p>表 (略)</p> <p>※ O I L 6 は緊急時の防護措置のための基準である一方、食品衛生法に基づく基準値は、生涯の被ばくを考慮するなど<u>平常時</u>も含めて評価された値である。</p>	<p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p> <p>国の防災基本計画修正 (R7.7月) の反映 (参考資料1)</p> <p>保健医療部で所管していた水道法に関する業務等を土木部に移管したため。</p> <p>国の防災基本計画修正 (R7.7月) の反映 (参考資料1)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
(略)	(略)	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案	修正理由
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線のモニタリングの実施</p> <p>県は、事故収束後も環境放射線のモニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。</p> <p>県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常時における環境放射線のモニタリングに移行することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線のモニタリングの実施</p> <p>県は、事故収束後も環境放射線のモニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。</p> <p>県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平時における環境放射線のモニタリングに移行することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画修正 (R7.7月)の反映(参考資料1)</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案			修正理由
原子力防災用語解説			原子力防災用語解説			
行	用語	説明	行	用語	説明	国の防災基本計画修正（R7.7月）の反映（参考資料1）
あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。	あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。	
	屋内退避	窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。		屋内退避	窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。	
	オフサイトセンター	緊急事態応急対策等拠点施設の通称。 原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。		オフサイトセンター	緊急事態応急対策等拠点施設の通称。 原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。	
か行	外部被ばく	放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。	か行	外部被ばく	放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。	
	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。		緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。	
	緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。		緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。	
	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。		空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。	
	警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）		警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）	
	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退城時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。		原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退城時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。	

原子力等防災計画

現 行		修 正 案		修正理由
	<p>原子力緊急事態 原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。</p> <p>原子力災害合同対策協議会 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。</p> <p>現地事故対策連絡会議 原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。</p> <p>個人線量計 個人の外部被ばく線量を測定する計器。</p>		<p>原子力緊急事態 原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。</p> <p>原子力災害合同対策協議会 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。</p> <p>現地事故対策連絡会議 原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。</p> <p>個人線量計 個人の外部被ばく線量を測定する計器。</p>	
さ行	<p>サーバイメータ 放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。</p> <p>除染 身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。</p> <p>シーベルト (Sv) 人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。</p> <p>スクリーニング 放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。</p>	さ行	<p>サーバイメータ 放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。</p> <p>除染 身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。</p> <p>シーベルト (Sv) 人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。</p> <p>スクリーニング 放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。</p>	
た行	<p>中性子線 原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。</p> <p>特定事象 原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）</p>	た行	<p>中性子線 原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。</p> <p>特定事象 原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。（別表参照）</p>	
な行	<p>内部被ばく 経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。</p>	な行	<p>内部被ばく 経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。</p>	

原子力等防災計画

現 行			修 正 案			修正理由
は行	避難退城時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。	は行	避難退城時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。	
	ベクレル（Bq）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。		ベクレル（Bq）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。	
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。		放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。	
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。		放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。	
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。	ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急時モニタリングがある。	
	モニタリングカー	原子力施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。		モニタリングカー	原子力施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。	
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平時時の環境放射線モニタリングを兼ねるため限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。		モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平時時の環境放射線モニタリングを兼ねるため限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。	
英字	EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）	英字	EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）	
	OIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。		OIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。	
	PAZ (Precautionary Action Zone: 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径5kmの区域。		PAZ (Precautionary Action Zone: 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径5kmの区域。	
	UPZ (Urgent Protective action Planning Zone: 緊急防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径30kmの区域。		UPZ (Urgent Protective action Planning Zone: 緊急防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設からおおむね半径30kmの区域。	